

## 糖業プランテーションとブスキ農村社会

植 村 泰 夫

【要約】 一九世紀末〜二〇世紀初にかけて展開したジャワの糖業プランテーションは、ほぼ中〜東部ジャワの水田の共同占有が優勢な地域に集中したが、もう一つの中心地帯であった東端地方は例外的に水田の個人占有が優勢な地域であった。本稿ではこの東端地方に属するブスキ州における糖業プランテーションの栽培用地の確保がどのようにしてなされ、それが当該段階のブスキ社会において如何なる意味を有するものであったかを分析した。その結果、かつて筆者が分析したスラバヤの如き共同占有地域における如く、デサの共同体的結合を維持・温存しつつ借地したのではなく、この地域ではむしろ糖業の借地が農民層の分解を促進する一因であったことが明らかになった。

史林 六六卷二号 一九八三年三月

### はじめに

筆者は先に「糖業プランテーションとジャワ農村社会——一九世紀末〜二〇世紀初めのスラバヤを例にして——」(『史林』六一―三、一九七八)において、スラバヤ州における糖業プランテーションの展開が、デサの共同体的な結合関係、あるいはデサ首長の権力を利用することによって実現したこと、それゆえに水田の共同占有や定期割替制はむしろこれによって温存・強化されたことを述べた。

ところで、二〇世紀初頭、ジャワ・マヅラのオランダ政庁直轄支配のもとに置かれた地域において、住民の水田を借地して栽培を行なう糖業プランテーションは、例えば一九〇三年の数字によれば一四七を数えるのであるが、その大半は中、

東部ジャワに集中していた。これらの地域では、周知のように水田所有形態は共同占有であり、したがってこれらではスラバヤにおけるとほぼ同様のやり方で栽培用地の獲得が行なわれたと考えられる。しかし、いわゆる東端地方 Oosthoek に位置するブスキ州の糖業プランテーションの場合には、いささか事情が異なっている。この地域は、開発が比較的新しく一九世紀以降にはじめて耕作が開始されたといわれ、土地は開墾者のヨソ地<sup>①</sup>として世襲的個人占有で占有され、強制栽培制度の実施にあたってはこの個人占有の存在が栽培やその他の労働を具合良く手配するのに障害となつていゝたのであるが、結局、強制栽培制度を経ても土地所有形態は変化しなかつた。それゆゑ、プランテーションの開始期には依然として世襲的個人占有が一般的であり、テサの共同体的な結合もあまり強くなかつたと考えられるので、ここではスラバヤとは違った形での糖業プランテーション経営が行なわれ、したがってまた、糖業プランテーションの現地社会に与えたインパクトも当然、違ったものにならざるをえなかつたと思われる。以下、本稿では、先ずブスキにおける糖業プランテーションの展開を歴史的に概観し、その発展がブスキ農村社会の構造の中でどのような意味を持ったのかを考察したい。

① Hasselman, C. J., *Algemeen Overzicht van de Vrijkomsten van het Weerhaft-Onderzoek, gehouden op Java en Madoera in 1904-1905*, s-Gravenhage, 1914, p. 169.  
 ② E. R. II, p. 316. *報告 Fokkens, F., Eindresumé... Onderzoek naar de Verplichte Diensten der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera, I-(2)*, Batavia, 1902, p. 114. *バタヴィア、マドゥラ州の*

土地占有形態は固定持分制共同占有であり、それを占有者が自由に譲渡可能であつたといわれる。

③ E. R. II, Bijl. FF, "Extract uit het rapport van den inspecteur G. Umbgrove van 5 Juli 1847," p. 126-127

④ E. R. I, Bijl. A. を参照。

## 第一章 糖業プランテーションの展開

### 1 「自由」栽培の発展

ブスキ州における砂糖キビの栽培は、既に強制栽培制度の下でもかなり大規模に実施されてきた。政庁と契約を結んで

製糖を行なってきたのは、ドゥ・マース、ブドゥアン、オレアン、リンギンアノム、パンジイーの五つの工場であったが、これらの工場のための砂糖キビ栽培面積は第一表に示した通りにほぼ二〇〇〇バウ前後であった。この時期、ジャワ・マツラ全体の中でブスキ糖業がどの程度の位置を占めたかを見るために、例として一八五四／五五年の栽培年をとって比較すると、工場数は全体で九六、栽培面積は四〇六〇六バウであるから、ブスキ州はそれぞれ五・二%、五・四%を占めることになる。また、同年のブスキ州の砂糖生産量九四三六二・九六ピコル、一バウ当り四二・八九ピコル、政庁への引渡し砂糖量六六二七一・七八ピコルという数字は、生産量で七・〇%、引渡し量で七・六%を占め、バウ当り生産量は各州平均中の最高であった<sup>①</sup>。

さて、七九／八〇年の栽培からは、いわゆる砂糖法の規定により、毎年一三分の一づつ政庁との契約による強制栽培が縮小され、かわりに企業自らが住民の農地を借りて実施する「自由」栽培が次第に増加して行くことは周知の通りであるが、この「自由」栽培それ自体は既に七〇年代初頭にはかなり広く行なわれていた<sup>②</sup>。ブスキでも七二／七三年にドゥ・マース工場が三六バウの土地を借地して栽培を行なったのを皮切りに、翌年からは残りの四工場でも「自由」栽培が開始され次第に拡大されてゆき、強制栽培が完全に終了した九一／九二年の五工場の合計は二六七三バウとかつての政庁との契約面積を上回るに至った。

さて、ジャワでは以上のような強制栽培に参加した工場とは別に、「自由」栽培のみを行なう工場が既に七〇年代初頭には三〇ばかりあり、中にはマディウンのブルウォダディ工場の如く、九〇〇バウ近い栽培面積（一八七二年）を持つ大規模なものもあったが<sup>③</sup>、ブスキでこういった形の企業が設立されたのは八〇年代から九〇年代にかけてであった。その最初は八三年のブラジュカン工場（パナルカン県、一六八バウ）、タンジュンサリ工場（パナルカン県、三一〇バウ）であり、翌八四年にはアセムバグス工場（パナルカン県、一四〇バウ）が設立された。九〇年代に入ると、それまで砂糖キビの栽培が行なわれたことのなかったパニユワンギ県でも、カバット（九〇年栽培開始、三〇九バウ）、ロゴジャムピ（九一年、三三六バウ）、ス

第一表 ノスキ各糖菜別栽培面積

(単位 ハケ=0.71 ha)

工場名 (興)	年度	1862/63	63/64	64/65	65/66	66/67	67/68
1	De Maas (Bezoeki)	400	400	400	400	400	400
2	Boedoan (Bezoeki)	400	400	400	400	400	400
3	Olean (Panaroekan)	300	300	300	300	300	300
4	Wiringinanom (Panaroekan)	400	400	400	400	400	400
5	Pradjean (Panaroekan)						
6	Pandji (Panaroekan)	500	500	500	500	500	500
7	Tandjoengsari (Panaroekan)						
8	Asembagoes (Panaroekan)						
9	Kabat (Banjoewangi)						
10	Soekowidi (Banjoewangi)						
11	Rogodjampi (Banjoewangi)						
12	Tanggarang (Bondowoso)						
13	Nangkaan (Bondowoso)						
14	Bedadoeng (Djember)						
15	Semboro (Djember)						
16	Goenoengsari (Djember)						
17	ノスキ州合計	2000	2000	2000	2000	2000	2000
18	出所	K. V. 1865, Biji. III.	K. V. 1866, Biji. III.	K. V. 1866, Biji. III.	K. V. 1866, Biji. III.	K. V. 1867~69, Biji. KK.	K. V. 1867~69, Biji. L.L.

精糖プランテーションとブスキ農村社会 (植村)

1	68/69	69/70	1870/71	71/72	72/73	73/74	74/75	75/76
2	400	400	400	400	337+36②	337+60	337+40	337+40
3	400	400	400	368 ①	400	400+10	400+6	400+5
4	300	300	300	300	300	300+50	300+101.330	300+24.255
5	400	400	400	400	400	400+15	400+46	400+25.260
6	500	500	500	500	500	500+7.179	500+20	500+6.150
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17	2000	2000	2000	1968	1937+36②	1937+142.79 500	1937+213.330	1937+101.155
18	K.V. 1870, Bijl. KK.	K.V. 1871, Bijl. GC.	K.V. 1872, Bijl. KK.	K.V. 1873, Bijl. FF.	K.V. 1874, Bijl. BR.	K.V. 1875, Bijl. OO.	K.V. 1876, Bijl. QQ.	K.V. 1877, Bijl. PP.

	76/77	77/78	78/79	79/80	1880/81	81/82	82/83	83/84
1	337+20	337+58	337+56	311+61	285+100	259+114	233+162	207+171
2	400+10	400+20	400+21	369+63	338+0 <sup>③</sup>	308+0 <sup>④</sup>	276+223	246+267
3	300+40 <sup>80</sup> 500	300+93	300+98	277+118	254+144	231+174	207+193	184+261
4	400+11	400+24	400+77	369+101	338+85	308+160	276+206	246+240
5								△ 168
6	500+15	500+8	500+36	462+80	423+108	385+162	346+274	307+316
7								△ 310
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17	1937+93 <sup>80</sup> 500	1937+205	1937+288	1788+423	1638+437	1491+610	1338+1058	1190+1233
18	K. V. 1878, Bijl. RR.	K. V. 1879, Bijl. TT.	K. V. 1880, VV.	K. V. 1881, Bijl. VV.	K. V. 1882, Bijl. ZZ.	K. V. 1883, Bijl. DDD.	K. V. 1884, Bijl. VV.	K. V. 1885, Bijl. YY, JHHH.

糖業プランテーションとブスキ農村社会 (植村)

1	81/85	85/86	86/87	87/88	88/89	89/90	1890/91	91/92
2	811+226	155+250	129+267	103+301	77+341	* *	25+391	0+393
3	215+287	184+318	153+325	123+282	92+330	* *	30+433	0+515
4	161+323	138+325	115+360	92+386	69+404	* *	23+468	0+500
5	215+437	181+485	152+508	123+542	92+417	* *	30+669	0+604
6	316	450	461	432	505	543	482	492
7	269+456 <sup>㊦</sup>	230+370	192+353	153+404	115+458	* *	38+560	0+661
8	362	305	432	398	398	444	472	520
9	Δ 140	368	464	405	385	455	482	474
10							Δ 309	394
11								Δ 336
12								
13								
14								
15								
16								
17	1041+2547	891+2871	742+3200	594+3150	445+3238	300+3655	146+4266	0+4829
18	K. Y. 1886, Bijl. VV, YY.	K. Y. 1887, Bijl. WW, ZZ.	K. Y. 1888, Bijl. BBB, EEE.	K. Y. 1889, Bijl. WV, ZZ.	K. Y. 1890, Bijl. VV, YY.	K. Y. 1891, Bijl. XX, AAA.	K. Y. 1892, Bijl. AAA, DDD.	K. Y. 1893, Bijl. FFF.

	92/93	93/94	94/95	95/96	96/97	97/98	98/99	99/1900	1900/01
1	411	426 $\frac{1}{2}$	457	456	452	424	495	504	593
2	510	482 $\frac{1}{4}$	526	521 $\frac{1}{2}$	408	480	515	575	660
3	506	585	666	618 $\frac{1}{2}$	687	622	607	758	794
4	542 $\frac{1}{2}$	710 $\frac{1}{2}$	720	711	693	620	960	786	800
5	529	510	571	505	502	452	455	505	626
6	655	629	709	701	706	720	753	810	990
7	506	395 $\frac{1}{4}$	583	540	586	571	573	650	670
8	487	418	490	500	558	560	557	631 <sup>Ⓢ</sup>	675 <sup>Ⓣ</sup>
9	データー無	490	497	487 $\frac{1}{2}$	489	464	456	529	662
10			△ 230	465	450	473	505	565	616
11	410	636 $\frac{1}{2}$	500	367	347	386	422	388	707
12	△ 469	537 $\frac{1}{2}$	548	555	502	592	560	676	835
13				△ 186	225	265	359	400	830
14									
15									
16									
17	5025 $\frac{1}{2}$	5820 $\frac{1}{2}$	6197	6033 $\frac{1}{2}$	6005	6629	7217	7772	9188
18	K. V. 1894. Bijl. EEE.	K. V. 1895. Bijl. DDD.	K. V. 1896. Bijl. CCC.	K. V. 1897. Bijl. AAA.	K. V. 1898. Bijl. VVV.	K. V. 1899. Bijl. VV.	K. V. 1900. Bijl. TT.	K. V. 1901. Bijl. TT.	K. V. 1902. Bijl. QQ.



糖業プランテーションとブスキ農村社会 (植村)

	01/02	02/03	03/04	04/05	05/06	06/07	07/08	08/09	09/10
1	596	600	612	617	615	597	600	600	600
2	720	770	734	712	761	770	775	775	775
3	707	795	850	850	850	850	925	925	925
4	800	796	937	945	1000	1000	1000	1000	1009
5	608	608	606	618	653	657	648	678	681
6	848	842	974	1584⑩	1683	1676	1653	1679	1619
7	696	603	682 /						
8	672⑨	680⑨	687⑨	685⑩	712	680	712	681	194**
9	654	650	656	675	655	650	663	653	675
10	649	594	650	645	605	618	528	533	650
11	498	646	673	700	536	693	580	603	830
12	855	862	869	897	911	912	900	900	900
13	データ無し /								
14									
15									
16									
17	8303	8446	8930	8928	8981	9103	8984	9027	8858
18	K. V. 1903, Bijl. OO.	K. V. 1904, Bijl. PP.	K. V. 1905, Bijl. NN.	K. V. 1906, Bijl. NN.	K. V. 1907, Bijl. OO.	K. V. 1908, Bijl. QQ.	K. V. 1909, Bijl. KK.	K. V. 1910, Bijl. JJ.	K. V. 1911, Bijl. JJ.

	1910/11	11/12	12/13	13/14	14/15	15/16	16/17	17/18
1	600	600	600	600	600	600	600	600
2	775	775	825	825	840	850	850	850
3	925	925	925	925	925	925	925	925
4	1004	1100	1072	1099	1101	②(2)+1097	1095	1254
5	681	712	815	881	903	929	1000	977
6	1673	1646	1701	1701	1715	1702	1894	1894
7								
8	714	743	685	811	839	②(98)+760	(98)+825	(98)+825
9	791	602	データ-無	594	678	データ-無 /		
10	574	555	データ-無	651	650	650	650	650
11	974	997 /						
12	900	900	900	1000	1000	1000	1000	1000
13								
14								
15								
16								
17	9611	9555	7523	9087	9246	③(100)+8513	(98)+8779	(98)+8975
18	K. V. 1912, Bjrl. Jj.	K. V. 1913, Bjrl. Jj.	K. V. 1914, Bjrl. Jj.	K. V. 1915, Bjrl. Jj.	K. V. 1916, Bjrl. KkK.	K. V. 1917, Bjrl. FfF.	K. V. 1918, Bjrl. Z.	K. V. 1919, Bjrl. Y.

18	(108)+8374 K. V. 1920, Bijl. Z.	(126)+9136 K. V. 1921, Bijl. Z.	(143)+9104 K. V. 1922, Bijl. Z.	(137)+9031 K. V. 1923, Bijl. AA.	(142)+8970 K. V. 1924, Bijl. W.	(147)+9215 K. V. 1925, Bijl. U.	(146)+9583 K. V. 1926, Bijl. U.	(172)+10061 K. V. 1927, Bijl. T.
17								
16								
15								
14								
13								
12	859	1000	995	996	963	1008	1039	1198
11								
10	606	650	642	650	651	650	650	650
9								
8	(108)+825	(126)+828	(143)+825	(137)+831	(142)+849	(147)+877	(146)+1110	(172)+1124
7								
6	1603	2000	1966	1975	1878	2000	2053	2159
5	819	985	999	971	1008	1024	1084	1226
4	1299	1298	1304	1294	1285	1303	1310	1298
3	925	925	925	925	925	925	925	950
2	838	850	848	789	811	828	812	856
1	600	600	600	600	600	600	600	600

	26/27	27/28	28/29	29/30	1930/31	31/32	32/33	33/34
1	603	670	770	718	800	728	810(772)	0
2	851	851	855	900	899	927(899)	0	56
3	927	994	972	963	975(972)	951(955)	966(975)	961
4	1402	1431	(10)+1390	1393	1400	1085(1051)	59(0)	0
5	1364	1499	1568	1672	1782	1659(1549)	0	0
6	2249	(11)+2287	(7)+2292	2313	2287(2297)	2070(2046)	2076	2118
7								
8	(196)+1126	(423)+1111	(513)+1124	1670	1756	1770	1734(1677)	146
9								
10	827	851	1151	1151	1151(1149)	1023(944)	0	0
11								
12	1370	1359	1377	1627	1693	1524(1407)	0	1056(9
13								
14			△(483)+2165	2958	3137(3162)	2627(2496)	0	0
15		△ 3334	2794	3020	2863(2856)	2770(2751)	13	14
16	△ 907	3524	2916	3010	2800(2872)	2597(2499)	256	44
17	(196)+11626	(434)+17911	(1013)+19405	21395	21543	19731	5914	4395
18	K. V. 1928, Bijl. U.	K. V. 1929, Bijl. U.	K. V. 1930, Bijl. T.	<i>Archief</i> , 1931 -I, p. 189	<i>Archief</i> , 1931 -I, p. 189 (1932-I, p. 343)	<i>Archief</i> , 1933 -I, p. 349 (1932-I, p. 343)	<i>Archief</i> , 1934 -I, p. 480 (1933-I, p. 349)	<i>Archief</i> , 1934 -I, p. 480

1853/54 Probolinggo 州とともに15工場 7,201 バウ (収獲面積), 1854年 Probolinggo 分離, 1854/55~1858/59 フスギ州全体で5工場 2,200 バウ, 1859/60~2,000 バウ [K. V. 1854, Bijl. M, 1855, Bijl. O, 1856, Bijl. P, 1857, Bijl. Q, 1859, Bijl. T, 1860, Bijl. Q, 1861, Bijl. S, 1862, Bijl. S, 1963, Bijl. Q, 参照]

- ① 政府との契約では400 バウであったが、現実にはそのうち32 バウには栽培がなされなかった。
- ② 72/73~91/92までの各項の左側の数字は政府との契約による強制栽培、右側は住民との契約により借地した土地での栽培面積を示している。
- ③ この年, Boedean 工場では借地のかわりに85 バウ分の砂糖キビを買い上げている。
- ④ この年, Boedean 工場では借地のかわりに170 バウ分の砂糖キビを買い上げている。
- ⑤ 自由栽培の456 バウのうち、62 バウは前年の収穫不足を砂糖キビが、収穫期の降雨のために加工にまわせず、そのまま残ったものである。
- ⑥ このうち151 バウが永租借地上で栽培。 ⑦ このうち150 バウが永租借地上で栽培。 ⑧ このうち156 バウが永租借地上で栽培。
- ⑨ このうち102 バウが永租借地上で栽培。 ⑩ 廃止された Tandjongsari 工場の栽培を吸収した。
- ⑪ このうち148 バウが永租借地上で栽培。 ⑫ 1915/16~1928/29の( )は、企業所有地上での栽培面積を示す。
- ⑬ Pradjekan と Tangsarang の合計の数値である。
- \* \* 利用した K. V. マイクロフィルム不良のため数値不明。
- △ この年から栽培を開始したことを示す。
- ◇ 企業の開墾を示す。

コウイディ(九四年、二三〇バウ)の三工場が開設され、またボンドウォンソソ県では九二年にタンガラン工場(四六九バウ)、九五年にナンカーン工場(一八六バウ)が栽培を開始する。

工場新設のピークはこの時期までであり、その後の動きを見ると一九〇二年に早くもナンカーン工場が閉鎖されたのをはじめ、一九〇四年にはタンジュンサリ工場、一二年にロゴジャムピ工場、一六年にはカバット工場が操業を終了するなどむしろ工場数は減少している。その後、二〇年代の後半になって、従来、州内で唯一の糖業のなかったジュンブル県にグスンサリ(一九二六年栽培開始、九〇七バウ)、スムボロ(二七年、三三三四バウ)、ブダドゥン(二八年、二六四九バウ)の三つの大規模糖業が建設され、第二のピークを迎えるのであるが、三〇年代に入り世界恐慌の影響を被ると、第一表、第二表に示した如く三一/三二年まで一二を数えた工場数は翌年には半減、生産のやや回復した一九四〇年の段階でも操業していたのは七工場のみであった。

以上の動きを栽培面積の推移で見ると、強制栽培制度下で二〇〇〇バウ前後だったものが、その終了した九一/九二年

第二表 30年代世界恐慌とブスキ糖業

	企 業 数				収穫面積 (ha)			出 所
	製糖工場をもつもの		栽培の もの	合 計	製糖工 場のも つもの	栽培の もの	合 計	
	操業中 の工場	休業中 の工場						
1930年 ブスキ	12	—	—	12	15180	—	15180	I. V. 1931-II, p. 267, 表 199
ク ジャワ・マヅラ	179	—	16	195	193692	4315	198007	
1931年 ブスキ	12	—	—	12	15355	—	15355	I. V. 1932-II, p. 229, 表 201
ク ジャワ・マヅラ	178	—	15	193	195869	4962	200831	
1932年 ジャワ・マヅラ	165	—	15	180	162231	3907	166138	I. V. 1935-II, p. 226, 表 201
1933年 ジャワ・マヅラ	97	19	6	122	82679	1664	84343	
1934年 ブスキ	6	—	—	6	2976	—	2976	
ク ジャワ・マヅラ	57	5	8	70	33402	809	34211	
1935年 ブスキ	4	—	—	4	3142	—	3142	I. V. 1936-II, p. 244, 表 197
ク ジャワ・マヅラ	40	3	3	46	27351	236	27587	
1936年 ジャワ・マヅラ	37	9	1	47	35504	68	35572	I. V. 1938-II, p. 270, 表 197
1937年 ブスキ	6	1	—	7	6117	—	6117	
ク ジャワ・マヅラ	81	14	3	98	83659	835	84494	
1938年 ジャワ・マヅラ	80	14	3	97	84103	726	84829	I. V. 1941-II, p. 294, 表 197
1939年 ジャワ・マヅラ	84	16	2	102	94737	210	94947	
1940年 ブスキ	7	2	—	9	6599	—	6599	
ク ジャワ・マヅラ	85	11	4	100	90270	495	90765	

には四八二九バウ、一九〇〇／〇一年には九四八八バウと八〇〇〜九〇年代は先に見た新工場設立にともない急速に拡大する。これ以降、ブスキ州の栽培面積合計はほぼ、八〇〇〇〜九〇〇〇バウ代を上下し、その後、二〇年代後半になって先に見たジュンブル県での三工場新設や既存の工場の栽培面積の拡大などにより、二六年に初めて一〇〇〇〇バウを越え、ピークの二九／三〇年、三〇／三一年には二〇〇〇〇バウ以上に達する。しかし、恐慌の影響で三二／三三年には五九一四バウ、三三／三四年には四三九五バウと激減し、三九／四〇年の段階でも九二九四バウと二〇世紀初頭の水準にまでしか回復しなかった。

さて、それではブスキ州各地において、これらの糖業が栽培用地として借

り入れた水田が全水田面積に対してどれ程の比率を占めていたのかを、二〇世紀初頭、即ち先述の如く、工場新設のブームが一段落し、砂糖キビ栽培面積もほぼ安定した時期に例をとって見てみよう。第三表右端に掲げたのは、M. W. E. Bezoeki, Bijl. III. に載せられた一九〇三年当時の各郡毎の耕地面積統計である。これを利用して、各県毎に一九〇二／〇三年の栽培面積の比率を計算してみよう。<sup>⑥</sup> 先ず、ポンドウォン県では両管区併せて三工場があり、その栽培面積合計は二二二二バウだから比率は七・七％である。次にパナルカン県は六つの糖業の集中した州内最大の糖業地帯であるが、比率は二〇・九％である。パニェワンギ県には三工場があり、比率は三一・五％を占める。以上のうち、ポンドウォン県の比率が低いのは、この県ではポンドウォン管区を中心にタバコ栽培が展開されていることと関係があると考えられる。ただ、いずれにせよ、後述するようにこの地域でも砂糖キビが住民農業と輪作されたことを考慮に入れるならば、実際には、住民はここに掲げた比率の二〜三倍の水田を糖業に貸し出していたことになる。以上のようにみると、筆者が前稿において検討したスラバヤ州シンドアルジョ県における比率ほどではないにしても、かなりの水田部分が糖業プランテーションへ貸し出されていたと言ってもよく、それが住民経済に与えた影響もかなり大きなものであったと考えられよう。

## 2 栽培の特色

次にこの地域の糖業の栽培の特色を若干見ておくことにしたい。第一は輪作法の問題である。その方法を見ると、強制栽培制度期には必ずしも三年輪作法とは限らず、二年輪作法や四年輪作法も用いられていたようである。<sup>⑦</sup> 二〇世紀初頭の状況については M. W. L. 229. などの記述から窺われる。ブスキ県では、二年間、米を栽培した後、砂糖キビを植えるところから、三年輪作法であろう。パナルカン県については技師のベンメル Van Bommel の報告に輪作の形態には (a) 砂糖キビ——(トウモロコシ)——米——砂糖キビ、(b) 砂糖キビ——(トウモロコシ)——米——(トウモロコシ)——米——砂糖キビ、(c) 砂糖キビ——(トウモロコシ)——米——米……砂糖キビの三通りがあると述べられている。これから見ると (a) は二年輪作、(b) は三年輪作、(c) はそれ以上の長期間を一サイクルとする輪作法である。

砂糖キビ栽培のための土地はスラバヤの場合と同様、概ね四月か五月に造成が行なわれ、翌年の六月一〇月に収穫という形をとり、プランテーションによる土地の実際の使用期間は短かい場所であるが、最も長くても二〇ヶ月程度が普通であった。なお、スラバヤの場合には糖業へ貸し出す直前の水田には契約で早稲を栽培することの義務づけられることが多かったのであるが、この地域ではほとんど無かったようである。M. W. F. 142. によると、ポンドウォソ、ブスキ両地域では無しと解答され、パナルカンでも、唯一の例外として、ブラジュカン工場がバウ当りf一〇の割増金を支払うことを条件に早稲栽培を実施させようとして、何年か前に五〇バウだけ実現したが、一九〇四年以来、行政側の勧めで廃止したという。これに対して、バニユワンギ県ではロゴジャムビ郡で土地の貸出時期が迫っている場合に、早稲栽培をさせることがあるが、これは借地契約の際の定められた条件ではなく、一般には、企業側が稲の収穫が終了するまで待つのであって、だからしばしば収穫が貸出時期へ大幅にずれ込むこともあると報告される。

第二番目の特色として、耕作法について見ておきたい。ジャワ糖業発展の一要因としていわゆるレイノソ法の普及ということがあげられることが多いが、ブスキの場合には少くとも一九一〇年代初まではこの方式はなかなか定着しなかったようである。以下、この点に関して K. V. の記述を拾ってみる。ブスキに関して耕作法の記事が出てくるのは一八七五年が最初であるが、それによると「プカロンガンとバスルアンを除けば、ほとんどすべての地域で栽培にレイノソ法が適用されたが、その結果は千差万別であった。例えば、スラバヤやスマランでは概してこれは極めて秀れていると見られたのに対して、ブスキではがっかりさせられただけであった。だから、企業家も住民も合意の上で、一八七五年の栽培にはこの新しい栽培法は全く適用されなかった。」(p. 187.) とある。これについては一八七八年の報告でも「ブスキでは数年前に試験的に栽培の一部をレイノソ法で実施したが、人々は古い栽培法へ完全に戻ってしまった。」(p. 188.) と述べられている。以上のように、ブスキでは七四年に初めてレイノソ法を試みたのだが、結局うまくいかなかったのである。

更に K. V. 1891. に「土地耕作にはほとんどの地方でレイノソ法が用いられる。プロボリンゴでは重い粘土質の土地だ



けが好んでこの方法で耕される。ブスキでは企業も住民も旧式の耕作法 *broedjoelan* の方を好む。」（政庁と契約を結んで強制栽培に参加してきた糖業の場合 p. 215）、「耕作はいわゆる改良レイノソ法で行なわれるが、ブスキとジャバラのパニユプティ工場は例外で、ここでは古い耕作法 (*broedjoelan*) が用いられる。」（「自由」栽培糖業の場合 p. 218）とあるように、他の地域ではレイノソ法やその改良された耕作法が普及してゆくのに、ブスキでは九〇年代に入っても依然として旧耕作法が好まれたのであった。そして、二〇世紀に入りようやくレイノソ法の適用が始められてからも（ブスキでは）労働力の不足のために各地でレイノソ法の全面的導入が困難になっており、一部の土地はなお常にヨーロッパ犁やヒンズー犁で耕されている。<sup>①</sup>とあるように、なかなか定着しにくかったのである。こうした状況を生んだ要因については、この地方では牛の飼育が盛んなので耕牛の数が多く、犁を用いて耕す旧い耕作法にとって都合が良いこと、逆にレイノソ法を行なうには労働力が不足していることなどをあげている。

さて、以下の各章では、このような発展をとげたブスキ州の糖業プランテーションが農村社会構造にどのような影響を与えたかを検討することにしたい。

- ① K. F. 1886, Bijl. O. より算出。ちなみに、この年のバウ当り生産量の最も低かったのはスマラン州であり一九・四四バウ、ジャワ・マツラ全体の平均は三三・二九バウであった。なお、強制栽培制度開始直後のこの地方の糖業の状況は不詳であるが、Burger, D. H., *De Onstuiting van Java's Binnens Land voor het Wereldverkeer*, 1939, Wageningen, p. 132-133. によると一八三三年の砂糖キビ栽培面積はプロボリンゴと併せて三、八五〇ハウであった。
- ② K. F. 1873, p. 218, および Bijl. GG. によると、ジャワ・マツラ全体の政庁と契約を結んでいる糖業中、一八七二年には一九・七三年には約四五の工場が、住民からの借地上に栽培した砂糖キビ、又は住民から買い上げた砂糖キビを加工する見込みであるという。両者を併
- せた栽培面積は七二年が六七三ハウ、七三年が二〇七五ハウであると  
いう。
- ③ ただし、K. F. 1874, p. 196. によるとこの栽培は火事のため半分以上が焼失し、実際に収穫できたのは一六ハウにすぎなかったという。  
また、K. F. 1873, Bijl. GG. によると、この前年にブドウアン工場は二二ハウ分の砂糖キビを住民から f 一、五二三で買い上げ、一、三二〇バウの砂糖を生産してゐる。
- ④ 詳しくは、K. F. 1873, p. 219, 及び Bijl. HH. を参照。
- ⑤ 工場新設の動向、栽培面積の推移については第一表、第二表参照。  
なお、この間には、これらの新設された工場の他にもいくつかの工場新設の動きが見られる。例えば、一八九四年五月三〇日には A・M・

アレントウスなる者によりジュンブル県ブル郡の永租借地スンボロ一号地及び二号地に糖業プランテーションを開設する申請が出され、九七年二月四日付第二〇号決定により、栽培最大面積三五〇ハウ、一年以内に工場の建設にかかり、三年以内に操業を開始することを条件に認可されている。また、一九〇〇年にはC・H・J・ハーフテンなる者がハニェワングキ県ロゴジヤムビ郡のクミリ村及びヌラテン村に二つの工場を建設することを願ひ出て、翌年六月一日に第三号決定で許可されている。しかし、これらの工場新設は、認可条件の一つである期限内の工場建設が不可能であったなどの理由で認可取消し処分になるなど、結局は実現しなかった。また、九八年五月五日にC・F・ドウニス・デツケルによりジュンブル県タングル都へ工場を新設すべく出された申請や、九九年八月三日にU・フォン・ファールブルが申請したバナルカン県バナルカン郡クンディット村への新設計画のように、認可が下りなかった例もある。これらの詳細については、K.V. 1897, Bijl. AAA, 1899, Bijl. VV, 1901, Bijl. TT, 1902, Bijl. OO. なぎを参照。

⑥ この計算は厳密には正確さを欠くものである。M. W. E. 133 によると、一九〇四／〇五にブラジュカン工場(所在地バナルカン県)はポンドウォン管区で一五〇ハウ前後の借地をしており、こうした県の境界を越えた借地が一九〇二／〇三年にも若干あったと思われるが、この計算では全く考慮に入れない。また、第一表に掲げた以外に、この地域には苗作り専門の農園があり、K.V. 1904, Bijl. PP. によると一九〇三年には七ヶ所、栽培面積は三八六ハウであったというが、県別の数字が得られなかったこともあり、計算からは省いてある。ただ、大よその傾向は把握できよう。

⑦ K.V. 1862, p. 168 参照。三年輪作法については、前掲拙稿 p. 52-53. を参照。

⑧ K.V. 1893, Bijl. B. 参照。これは九〇年代初のバナルカンのケースであるが、他地域においても、又、後の時期についても大差ないと思われる。

⑨ M. W. H. Bijl. 2. 参照。但し、K.V. 1897, p. 209. によれば、契約期間を越えてプランテーションがなお土地を使用する場合、一ヶ月につきハウ当たり五を割増金として支払うたと言われること。また、この地域に極めて多く発生した砂糖キビ畑への放火事件の放火理由の一つに、農民が水田の使用権を早く取りもどすためという事由があげられている(K.V. 1879, p. 183, 1882, p. 183, 1884, p. 173, 1885, p. 177, 1888, p. 206. など) などから考えると、糖業プランテーションがこの期間を越えて、住民農業の栽培期へ食い込む形で土地を使用しつづけたことが度々あったように思われる。

⑩ やじあたり、加納啓良「シヤワ糖業史研究序論」(「マツバ経済」二二一五、一九八一) p. 80-81. 参照。

⑪ K.V. 1910, p. 218.

⑫ K.V. 1878, p. 168, 1887, p. 168, 1888, p. 207, 1891, p. 212. など参照。なお、旧耕作法を示す broedjoelan というシヤワ語の基になった broedjoel は、水田以外の土地を耕す鋤という意味である。この点については Bie, H. C. H. de, *De Landbouw der Indische Bevolking op Java*, deel I, 1901, Batavia, p. 75, 77, 91. を参照。

⑬ K.V. 1910, p. 218. この地域では労働力の不足をカバーするために、マツラ島など州外から大量の労働力を移入したといわれる。

## 第二章 ブスキ農村社会の構造

本章では、二〇世紀初めのブスキ州内糖業地帯における農村社会構造を、主として土地所有の側面から考察する。第三表は、一九〇三年当時の耕地占有規模別の農民数を一覽にしたものである。州内の四県中、この時点で糖業の存在しなかつたジュンブル県に関しては省略した。また、比較のために前稿で取り上げたスラバヤ州の糖業地帯で、耕地のほぼすべてが定期割替制共同占有水田であるシドアルジョ県のデータをも掲げておいた。

さて、この表から得られる一般的な印象としては、三県ともにシドアルジョ県に比べて占有規模の分布が広いこと、特に当時の生産力水準からみて何らかの形態で他人労働を使用せざるをえないと思われる規模の占有農民が多いことである。当時、一般に家族労働のみで耕作可能な水田面積の上限は一バウであるといわれるが、この地域では畑がかなり多いことを考えて、今、仮りに二バウまでを自作可能であるとして、それ以上の占有規模の比率をとってみると、シドアルジョ県が僅か〇・六%にすぎないのに対して、ボンドウォソ県五・九%、パナルカン県一〇・二%、パニユワンギ県一七・三%と三県では比率が高い。以下、こうした農民層の存在が何を意味するものなのか、やや詳細に地域毎に検討してゆきたい。

### (1) ボンドウォソ県ボンドウォソ管区

ここに属する三郡の傾向を第三表にみると、ボンドウォソ郡とタナマン、ウォノサリ両郡ではかなりの差が認められる。即ち前者では二バウを越える比率が一八・九%と後の二郡に比べて圧倒的に高い。①そして、M. W. E. 24. に掲載されるこの表の解説によると「大半の大土地占有はボンドウォソ(郡)に現われるということが、billage 4 (実際はbillage 2. の誤り——引用者)から明らかになる。ここでは、特にハジが購入によって占有を得ようとする……」とあり、これが購入を通しての集積の結果であることが示唆される。

占有面積分布（1903年現在）

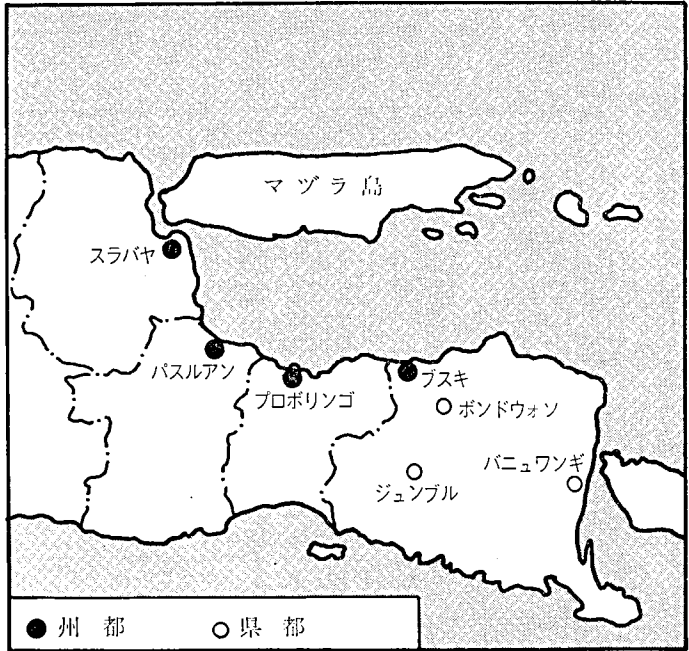
～12 バウ	～15 バウ	～20 バウ	～25 バウ	～30 バウ	～35 バウ	35バウ 以上	耕地占有 者 合計	耕地非占 有者数	耕地面積	
									水 田	畑
3 (0.0)	1 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	9198 (100)	3866 〔30.0〕	6197 0.67	5499 0.60
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	8911 (100)	5543 〔38.3〕	8650 0.97	5924 0.66
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	8302 (100)	4461 〔35.0〕	6907 0.83	8252 0.99
1 (0.0)	1 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	4697 (100)	3798 〔44.7〕	3368 0.72	3524 0.75
1 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3305 (100)	2852 〔46.3〕	2715 0.82	3063 0.93
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3709 (100)	330 〔8.2〕	1174 0.32	3281 0.88
5 (0.0)	2 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	38122 (100)	20850 〔35.4〕	29011 0.76	29543 0.77
25 (0.5)	19 (0.4)	4 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.0)	4 (0.1)	— (—)	4868 (100)	8443 〔63.4〕	9030 0.54	637 0.13
5 (0.2)	3 (0.1)	3 (0.1)	1 (0.0)	3 (0.1)	5 (0.2)	— (—)	2270 (100)	3170 〔58.3〕	5067 2.23	2663 1.17
76 (0.9)	20 (0.2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	8637 (100)	4985 〔36.6〕	3152 0.36	11353 1.31
1 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	7590 (100)	2029 〔21.1〕	3479 0.46	9410 1.24
107 (0.5)	42 (0.2)	7 (0.0)	4 (0.0)	5 (0.0)	9 (0.0)	— (—)	23365 (100)	18627 〔44.4〕	20728 0.89	24063 1.03
4 (0.0)	2 (0.0)	— (—)	— (—)	1 (0.0)	— (—)	1 (0.0)	8343 (100)	3429 〔29.1〕	5765 0.69	4806 0.56
5 (0.1)	— (—)	1 (0.0)	3 (0.0)	— (—)	— (—)	1 (0.0)	6908 (100)	2572 〔27.1〕	7865 1.14	8494 1.23
9 (0.1)	2 (0.0)	1 (0.0)	3 (0.0)	1 (0.0)	— (—)	2 (0.0)	15251 (100)	6001 〔28.2〕	13630 0.89	13300 0.87
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	46898 (100)	36530 〔43.8〕		

(表註) ・ ( ) 内の数字は耕地占有者合計に対する%。  
 ・ [ ] 内の数字は労働可能男子全体に対する%。  
 ・ 耕地非占有者数は墾地のみの占有者数に労働可能男子で土地を占有しない者の数を加えたものである。  
 ・ 耕地面積欄の下の数字は、占有者1人当りの平均面積である。単位は、いずれもバウ(≒0.71 ha)

県	郡	～1/4 バウ	～1/2 バウ	～3/4 バウ	～1 バウ	～2 バウ	～4 バウ	～6 バウ	～9 バウ
ボンドウオン	ボンドウオン	537 (5.8)	625 (6.8)	719 (7.8)	2821 (30.7)	2755 (30.0)	927 (10.1)	804 (8.7)	6 (0.1)
	タマナン	2048 (23.0)	1982 (22.2)	2236 (25.1)	1956 (22.0)	603 (6.8)	64 (0.7)	19 (0.2)	3 (0.0)
	ウオノサリ	1473 (17.3)	1854 (22.3)	1645 (19.8)	1948 (23.5)	1209 (14.6)	146 (1.8)	22 (0.3)	5 (0.1)
	ブスキ	1932 (41.1)	1272 (27.1)	955 (20.3)	395 (8.4)	91 (1.9)	32 (0.7)	12 (0.3)	6 (0.1)
	ムランディンガン	560 (16.9)	770 (23.3)	673 (20.4)	700 (21.2)	427 (12.9)	127 (3.8)	39 (1.2)	8 (0.2)
	リンギン	542 (14.6)	853 (23.0)	773 (20.8)	1124 (30.3)	387 (10.4)	27 (0.7)	3 (0.1)	— (—)
小計		7092 (18.6)	7356 (19.3)	7001 (18.4)	8944 (23.5)	5472 (14.4)	1323 (3.5)	899 (2.4)	28 (0.1)
パナルカン	シトウポンド	517 (10.6)	899 (18.5)	562 (11.5)	1275 (26.2)	831 (17.1)	438 (9.0)	206 (4.2)	83 (1.7)
	パナルカン	280 (12.3)	427 (18.8)	271 (11.9)	729 (32.1)	405 (17.8)	79 (3.5)	40 (1.8)	19 (0.8)
	ブラジュカン	1565 (18.1)	1623 (18.8)	1308 (15.1)	2074 (24.0)	1255 (14.5)	450 (5.2)	255 (3.0)	11 (0.1)
	スンプルワル	568 (7.5)	1017 (13.4)	746 (9.8)	3244 (42.7)	1393 (18.4)	477 (6.3)	141 (1.9)	3 (0.0)
	小計	2930 (12.5)	3966 (17.0)	2887 (12.4)	7322 (31.3)	3884 (16.6)	1444 (6.2)	642 (2.7)	116 (0.5)
パニユワンギ	パニユワンギ	323 (3.9)	698 (8.4)	587 (7.0)	4616 (55.3)	1452 (17.4)	545 (6.5)	88 (1.1)	26 (0.3)
	ロゴジャムビ	70 (1.0)	249 (3.6)	208 (3.0)	2310 (33.4)	2098 (30.4)	1310 (19.0)	580 (8.4)	73 (1.1)
	小計	393 (2.6)	947 (6.2)	795 (5.2)	6926 (45.4)	3550 (23.3)	1855 (12.2)	668 (4.4)	99 (0.6)
シドアルジョ	671 (1.4)	3178 (6.8)	15788 (33.7)	21584 (46.0)	5406 (11.5)	264 (0.6)	5 (0.0)	— (—)	

(出所) ●耕地占有者数合計までは M. W. E. Bijl. II. 耕地非占有者及び耕地面積は M. W. E. Bijl. III.

●シドアルジョ県の数字は M. W. E. Soerabaja, Bijl. II.



ジャワ東端地方

この地域では住民間の土地の貸借もみられるが、その主たる理由は、(1) 祭礼費用、家の新築等の費用を捻出するため、(2) 耕牛を持っていないの二点であり、他にボンドウォソ副郡やタマナン郡のタバコ栽培地帯ではこの栽培に利用する区画以外を貸出すことが多かったという。これらには裏作期一収穫間、貸手が地税を負担し、バウダリ水田 f 二〇、畑 f 一〇の借地料を払うという条件の tandoe や、稲の栽培期に適用され、土地が借金返済後にはじめて持主に戻る質入 *gatie*、あるいは買戻し権付売却などの諸形式があった。<sup>②</sup> ただ、これらは貸出期限が一収穫期に限定されていることや、貸出や質入の理由が一時的な現金の必要を満たすものであることなどから、M. W. ではこれらが土地集積につながったとは判断していない。<sup>③</sup> また買戻し権付売却が土地喪失につながったか否かについては、ボンドウォソ地裁判事バラ C. A. de la Parra の否定的見解と、

福祉減退調査委員のクリフォード R. P. Oetgens V. W. P. Clifford の肯定的な見解が併記されており、M. W. としての最終判断は下されていない。<sup>④</sup>

以上から判断する限り、この地域では土地集積が主として先述したような売買を通してボンドウォソ郡を中心に進行し

ていたと思われる。第三表を見ると五バウを越えるような土地占有者も幾人が存在するのであるが、この州では以前からデサ外への土地譲渡の制限がなかったこと<sup>⑤</sup>、また *Staatsblad* 1898, no. 344. の規定で耕地非占有者（庭地や家屋の占有者）にもヘーレンディンスト負担義務が拡大され、土地占有者数とヘーレンディンスト負担者数が関連を持たなくなったことを考えるならば、これらの集積がデサの境界を越えて展開されたであろうことは容易に想像できよう。

(2) ポンドウォン県ブスキ管区

第三表から見ると、大土地占有者はムランディンガン郡で目立つ程度で全体としてはそれほど多くない。しかし、では分解が進んでいないのかといえそうではない。M. W. E. 23. によると「水田や畑の売却や質入は絶えず行なわれているが、特に小土地占有者 *kleine grondbezitters* の手によってなされる。このため、いくつかのデサでは、以前に比べると土地占有は更に一部の住民に限定されてきた……」とあり、また M. W. E. 24. に「質入はポンドウォンについて述べたのと同じ理由でしばしば行なわれる。金貸は地税を支払い、借金した者はしばしば収穫の三分の一を受け取る条件でその水田の耕作を続ける。借金を期限までに返済できない場合、しばしば普通の売却契約の場合と同じ額まで追加支払がなされる」と見え、更に M. W. E. 129. のクリフォード報告に買戻し権付売却の場合、売手は期限までに借金を返済できず土地を失なうことが多いと述べられているところから明らかのように、零細な占有者の土地喪失という事態が進行しつつある。そして逆にこうした土地を集積する人々については M. W. E. 24. の前引部分の後に「新しい占有者はそのデサの住民であることが多い。……大土地占有者は自分の住んでいる場所の外にも土地を持つ。」とあり、不在地主すら形成されていることが明らかにされる。また M. W. E. 22. によつて「庶民 *kleinen man* の占有は二分の一〜五バウの間で様々である。……これより広い土地（二五バウまで）の占有者は本来の農民の中には入らない。即ち、この土地、購入により拡げられたいわゆるブサカ *Poesaka* は、退職官吏やハジ、デサ首長の占有するものである。」とあり、同じく E. 47. にも「ブスキ管区の現職、あるいは引退した官吏やデサ首長は、一〇〜二五バウの土地を持つ」とあることから、これらの土地集

積者のうち、特に規模の大きなものには官吏や首長が多かったことが窺われるのである。以上のようにこの地域でも両極への分解が進行しつつあったのである。

### (3) パナルカン県

M. W. E. 22. によればこの県の土地占有状況は「シトゥポンドとパナルカンでは概して占有地面積が小さすぎるが、これはいく人かの手による土地占有の集積の結果である。これは特に後者の郡に著しい。プラジュカンとスムブルワルでは農民当りの平均の面積は充分である。ここでは大土地占有はほとんど現われない。」と評価され、同所に付せられたレント報告でも「概ね県報告 *afdelingsverslagen* の通りである。パナルカン郡には農民当りで少なすぎる水田の他に充分な広さの畑がある。他方、シトゥポンド郡では、農民当りの水田も畑(郡全体で七〇一バウ二一八平方R・R)も小さすぎる。」と同様の評価がなされる。また M. W. E. 24. でも、「この地域の土地集積の特徴として「シトゥポンドとパナルカンでは、集積の大半が、その地域が不健康のために住民がまばらだが多くの水田のあるようなデサで生じる。プラジュカンとスムブルワルでは(集積は)少ない。ここでは土地がより分散しているからである。」と述べられる。

以上の評価ではシトゥポンド、パナルカンでは分解が進んでおり、プラジュカン、スムブルワル郡ではあまり進んでいないようであるが、第三表から見る限り必ずしもそうとは言えない。例えば各郡毎に順に一バウを越える占有者比率をとってみると三三・一%、二四・八%、二三・九%、二六・五%となり、四バウを越えるような規模の比率をとっても七・一%、三・五%、四・二%、一・九%であり、必ずしも前二郡が高いのではない。ただ、一五バウ以上の大土地占有者を見る場合のみ、前二郡での集積の高さが目につくのである。また、レヘント報告などに見られる農民当りの耕地面積の評価も、第三表による限り不明な点が多い。こうした報告と統計の間のズレが何に原因を持つのかは不明であるが、一般に集積が進行しつつあったことは第三表から窺えるであろう。そして、特にその規模が大きいことが、この県の一つの特徴である。

さて集積がどのようにして行なわれたかについて M. W. E. 24 は「土地占有の拡大に至る普通の方法が、ここでも譲



渡の方法として知られている。即ち、質入や、正しく言われるところの買戻し権付売却 (djoewal gadé, djoewal tjato) 及び普通の売却 (djoewal liang) である。」と述べ、M. W. E. 129. によれば djoewal gadé とは買戻し権を行使しうる期限の無いもの、djoewal tjato とは期限付きのものだが、いずれの場合にも売手の土地喪失をもたらず、ただ前者の方がやや長くかかるだけだと説明される。同所に載録のシトゥッポンド・バニウワンギ地裁判事ムーラー Muller D. G. Wolter-book の報告でも「私には土地占有者がしばしば買戻し権付売却によって土地を永久に失なってしまうように思える。」と、これが土地喪失の原因であるとの見解が示される。

以上のような方法を通じての土地集積を行なうのは、M. W. E. 24. の記述ではあらゆるカテゴリーの人間であるが、官吏の集積は減少にないという。このような集積には先に見たようになり規模の大きいものが多いが、これらはここでもデサの範囲を越えて展開し、不在地主を生んだ。M. W. E. 26. に掲げられた、労役負担が土地集積の進行により重くなつたか否かという設問に対する次の解答は、そのことを示すものである。「シトゥッポンドとパナルカン、特に後者の郡では、そこに住んでいない占有者の数が多いことにより、ディンストが重くなった。プラジュカンとスンプルワルではそうではない。」ここでは、郡を越えた集積の例さえも示唆されている。またパナルカンのレヘントも「いく人かの手への土地占有の集中と、不在占有者の多いことにより、ヘーレンディンスト負担の増加を招いた……」と述べている。

#### (4) バニウワンギ県

M. W. E. 24. の評価は「土地占有の集積は未だ少ない」というものだが、第三表をみると四バウを越えるようなかなりの広さの土地を占有する者が、ロゴジャムピを中心にかなり多い。M. W. E. 24. はつづけて「知られている大土地占有者にはデサ内の者もデサ外の者もある。(この中には) 数名のハジと一人のプティンギが含まれる。特に後者は数デサに分散した七〇バウの水田と、県内各地に約二〇〇バウのココナツ園を持っている。」と、ハジやプティンギを中心にな在地主が形成されていたことを述べる。これらの農民層がどのようにして土地を集積したかは不詳であるが、この県にはなお開

墾の余地が多く残されており、調査時にもなお他地域からの流入者が多く、ロゴジャムピを中心に実際に開墾が進んでい<sup>⑩</sup>たことから考えると、開墾によるものもかなり多かったように思われる。また、住民相互の土地の貸借が増加していない<sup>⑪</sup>ことや、買戻し権付売却で売り手が土地を喪失することがない<sup>⑫</sup>ことから考えると、売買による土地集積は必ずしも多くはなかったようにも思われる。

以上のように地域毎に程度の差はあるが、土地所有の分解が生じていたことは明らかであろう。こうした分解は、バニユワンギ県の場合はやや例外かもしれないが、売買、質入れ、買戻し権付売却といった、商品経済の発展を媒介とした土地権の移動に起因するものであり、これによって土地を喪失し没落してゆく農民層と土地を集積して地主化する農民層との両極へと分化してゆく状況が窺われるのである。

それでは以上のような両極分解は農業経営に如何なる影響を与えたであろうか。この点を M. W. L. 189. の「農民の大半は自分自身の土地を自分で耕すか、そうでない場合に、耕作は次のどの方法でなされるか。a、常雇あるいは臨時雇の労働者の援助。b、請負。c、分益小作。d、相互扶助契約。」という設問に対する答から検討しよう。先ずボンドウォン管区では家族労働だけで全部耕すことは減多に無く、d が最も普通に用いられる、次いで c、b、a の順に利用されるという。これに対してブスキ管区では大半が自作であるが、大土地占有者は分益小作（いわゆる *Wan* または *Banon*）を用用することがしばしばあると解答される。分益小作の条件は占有者が収穫の三分の二を取り、地税を負担し苗を提供することである。収穫労働の前たるパウオン *Bawon* は耕作者と占有者の取分分割前に控除する。これ以外には、この地域では a、b は用いられないが、d は *djak-ngadjak* と称せられ共同占有地域ほどではないにせよかなり頻繁に利用されるという。次にパナルカン県でも大半が自ら耕すが、大土地占有者は他人の援助を必要とすると言われる。そこに載せられ<sup>⑬</sup>ている列では、二パウの水田を請負耕作 (*tapseer*) に出す場合、占有者は七アーマット (*anet*) の粃を受け取り地税を負

担し、残った粃と裏作物を耕作を請負った者が取分とするという。また、分益小作の場合には、収穫からタネモミ、納税分、田植手間賃分などの必要経費を引いた残りを折半するという *patouan*、または *maron* 制度が用いられた。dも用いられたが、これが適用されるのはせいぜい二〜三バウの水田までであった。一バウ以下の場合には占有者が専ら自作したという。最後にバニューンギ県については、大半が自作であるが、水田占有者がその気がないとか、病気であるとか、耕牛を持っていないといった理由で耕せない時には分益小作が用いられるという。

以上の解答では、大土地占有者が家族労働のみで耕作しえない余分の耕地部分に用いる他人労働力の利用形態と、dに典型的に示されるような自営小農民間の相互的な労働力の提供、即ち加納啓良氏によれば「水平的な相互扶助慣行の色彩が濃<sup>①</sup>」い小作関係とが必ずしも明確に区別されてはいない。しかし、前者に属するものが次第に増加しつつあったであろうことは次の M. W. E. 131. の記事から窺えよう。即ち、分益小作が増加したか否かという設問に対して、「大水田占有が増加したデサでは、それ以来分益小作の適用が多くなった。なぜなら、これらの占有者は、ほとんどか、全く自分自身でその土地を耕すことが出来ないからである。」（ブスキ管区）、「増加した。特に大土地占有のある郡（シトゥポンド、パナルカン）において。」（パナルカン県）といった報告が寄せられているのである。たしかに、これらの解答では分益小作増加の理由としてこの他にも、人口の伸びが耕地の拡大を上回ったためといった内容もあげられており（例えばパナルカンのレポート報告）、これなどは相互扶助的意味合いが強いようにも思われるのであるが、それにしても土地集積に伴なう分益小作の増加、即ち地主小作関係の形成という事態は否定しえないものであろう。

以上、二〇世紀初めのブスキ州の農村社会が、農民層の分解が展開し地主小作関係が形成されつつある状況にあったことを明らかにした。このような農村社会において糖業はどのようにして栽培用地を確保したであろうか、以下に章を改めて検討したい。

① *ibid.*, M. W. E. 21. によると第三表に掲げたこの三郡に關す

る数字は地稅帳簿から借用したものであり、あまり信頼できない、も

し仮りに実測すれば、実際の面積はもっと大きくなるだろうと註記される。

- ② M. W. E. 126, 129, 130, 132. など参照。
- ③ M. W. E. 24.
- ④ M. W. E. 129.
- ⑤ M. W. E. 25.
- ⑥ M. W. E. 26.
- ⑦ なお、プスキ州では官吏が土地集積する場合、その権力を最大限に利用したという。例えば M. W. L. 24. の次の例を参照。「一人の農民が美田を占有しているか、あるいは原住民官吏が望むような水田を持っている場合、その持主が二月になる以前にそれにかかる税(地税)の支払を奨励されるということを、この原住民官吏は認めない。二月に入ると、占有者はデサ首長によって支払を強く求められる。そして、この男がもし払えない時には郡長や副郡長のもとへ拘引されるが、彼らはこの男を脅し、今から一週間以内に支払わねばならぬものと信じさせるべく努める。この期間を過ぎ税がなお完納されていないと、この男は次のように申し渡される。『お前はどちらか選ばねばならない。この月のうちにこの税を完納できない場合、お前の水田は御上の手で差し押えられ、競売に付されるだろう。それがいやなら、二年程度より短かい期限の買戻し権付でその水田を私に売るので。この期限内に買戻しが出来なかったら、水田は私の物だ。』この場合、f 六〇〇 f 八〇〇の価値を持つ二バウの水田に、せいぜい f 二〇〇が払われるだけである。そして、期限内に買戻しがなされないので、件の官吏はこの土地の占有者になるのである。」「僅かな金で水田の占有

を手に入れるもう一つの方法が、いわゆる "bali randoe" である。即ち、土地占有者が現金の必要に迫られている場合——たいていは、地税の支払のためだが、子供の結婚のために祝宴を開くためのこともある——原住民官吏は税を肩代りしてやるかわりに取り決めた期限内に借金が返済されぬ場合にはその水田を取るという条件で、四年乃至五年間、その水田を担保として受け取る。このような水田はこの官吏の手で企業へ貸貸されるのだが、それは時には三回の砂糖キビ収穫の期間に及ぶ。水田の持主に与えられるのは、こうやって得た金である。権力者が知っているように、デサの住民はなお馬鹿であり、目上の者を恐れている。そして、同胞を自分自身の利益のために誤りへ導くようなジャワ人官吏もたしかに多い。だから、上述のような方法で水田を買戻し権付で買上げられた農民は、借金返済を勧められたり買戻しをすべきことを思い起させられたりはしない。だから期限は借金の解消されることなしに過ぎてしまい、その水田は取決めを結んだ原住民官吏の占有となるのである……」

- ⑧ M. W. E. 23, 29.
- ⑨ M. W. E. 2, 3.
- ⑩ M. W. E. 4, 5.
- ⑪ M. W. E. 128.
- ⑫ M. W. E. 129.
- ⑬ 加納啓良「一九世紀ジャワの土地制度と村落(デサ)共同体」(著藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所 一九六九年 所収) p. 199.

## 第三章 糖業プランテーションの借地方法

先ず、一九世紀末〜二〇世紀初の土地使用期間及び借地料を第四表で一覽しておきたい。データーの出所によって、また各々の工場毎に数字にかなりのバラツキがあり、必ずしも平均値を出すことは出来ないのであるが、実際に砂糖キビ栽培のために土地が使用される期間が大よそ一年半前後というのはジャワ糖業に平均的な数字であろう。また、借地料の中で最高一八〇という高額を支払っていることが注目される（この点については次章で触れたい）。

さて、先述したようにこの地方の土地権は世襲的個人占有であり、少くとも原理的にはプランテーションが土地を一括してデサくるみで借り入れることは出来ないはずである。したがって、もし借入予定区画内に水田の貸出に反対する農民がいるような場合、スラバヤのように共同占有をとる地域ならばデサ当局が調整を行なつてこの農民の水田を予定区画外の水田持分と交換することも可能だっただろうが、ブスキの場合にはそうした方法も採れない。以上のような状況から、安定した栽培用地の確保という課題は、この地域の糖業プランテーションにとってはその当初より、特に重大な問題であったように思われる。以下、このために如何なる方法が採られたのかを見てゆくことにしたい。

先ず、強制栽培から「自由」栽培への転換期を検討しよう。先述のようにこの時期には本格的に「自由」栽培が拡大するのだが、こうした状況の下で九〇年代初頭には早くも企業間の借地競争が激しいと報告される。そしてこうした競争に勝ち抜き、十分な栽培用地を確保するために、企業側はデサ首長を始めとする在地権力層を仲介者としてしばしば動員し、それが「自由」栽培の原理に抵触するとして阻止しようとする州理事レンデントとの間に一定の矛盾すら生じたのであった。植民地政庁もさすがに事態を放置できず、一八九二年六月二日付命令で、当時のスラバヤ州理事だったクルセン Kroesen, J. C. Th. をブスキに派遣し、この地域の糖業の経営の仕方と住民経済の関連などを中心に調査させることになった。<sup>②</sup>クルセンが提出した一八九三年一月一四日付報告書によると、この地域の糖業の借地にあたって採った貸出促進法

第四表 各工場別土地使用期間、借地料一覧

(単位：円/平方メートル)

県	工場	実際の土地使用期間			借地料		
		M.W.F. Biji. 2.による	M.W.F. 133. レポート報告	M.W.F. Biji. 2.による	M.W.F. 133. に 時に 80 に なる	M.W.F. 133. レポート報告	K.V. 1893, Biji. B. P. 23. による 1890年代初の借地料
ホノドウオン	ドウ・マース	平均15ヶ月		50.55	40~50		
	ゾドウアソソ	平均15ヶ月	契約期限は18ヶ月	50.00			
	タソガラソソ	14~18ヶ月		56.22	大半の土地を150で12年契約をむすぶ		
	ゾラジュカソソ	平均15ヶ月	21ヶ月	52.88	40~50	平均 40	50.00
パチルカン	アセムバダス	15~18ヶ月	21ヶ月	35.25	± 42.50		42.50
	リソギソアノム	12~18.5ヶ月		48.81			34又は42.50 ①
	タソジュソサリ	13~17ヶ月	18ヶ月	51.23		平均 55	46.75
	オレアソソ	13~17ヶ月		46.21	40~80		42.50
パニユウソギ	バソソジイ	13~17ヶ月		49.00			42.50
	カバソソト	12.5~18ヶ月		39.83			
	ロソシヤムビ	16~20ヶ月	大半が20ヶ月	39.35	30~50		
	スコウアデ	14~18ヶ月		42.65			

① 2年前に借り入れると 34, 1年前だと 42.50

は以下の通りであった。

第一は、バナルカン県の各工場に典型的に見られるように、糖業への土地貸出があたかも避けることの出来ない義務であるかの如き偽りの観念を流布し、住民に信じ込ませようと努力したことである。従来から強制栽培に参加していた企業では、「下級の首長や住民に、政庁の強制栽培は土地が自由栽培のために引き続いて利用しようという条件のもとでのみ廃止されるであろう」という考え方が、等しく受け容れられるように、いろいろと工夫した」のであり、このために強制栽培以来のデサ首長への耕作歩合の支払を続けたり、借地料も当初は強制栽培制度下での補償額パウ当りf六五と同額を支払った。しかも「以前に強制栽培を実施していた工場の自由栽培のために、一八七一年の正規の取決めで政庁栽培用として指定されたのと同じ土地区画が引き続いて三年輪作で使用されている」という事実」や、「オレアン、リンギンアノム、パンジィー工場のために、記憶の及ぶ限りの昔から砂糖キビが栽培されてきており、住民は年々続けて土地の一部をこの栽培のために失なわなければならなかったという状況」があったため、このような虚偽の観念が住民を捉えやすかったというのである。

このような方法は強制栽培に参加してきた企業のみにとどまらず、「自由」栽培のみで出発した新設企業においても用いられたようである。タンジュンサリ工場の例を見ると、メッカ婦りの土地貸出農民でかつてデサ首長を勤めた一農民は大要次のように語っている。即ち、一八八四年にタンジュンサリ工場が開設された際に、パンジィー工場のための政庁栽培から解放された土地全部をこの新設工場に貸し出さねばならぬという約束が結ばれ、彼も、彼のデサの住民も等しくこれを守らねばならないと思ひ込んでいたというのである。ここでは、パンジィー工場の強制栽培の廃止の条件はタンジュンサリ工場への土地提供であるという形の虚偽の観念の流布がなされた可能性が強い。同じくプラジュカン工場のように、工場の新設されたプラジュカン郡では従来砂糖キビ栽培は行なわれておらず、工場側が既存の慣行を利用して栽培用地を確保するといったことは不可能であった。そこで、住民が土地を貸し出すつもりがないことが明らかになると、も

し貸し出さねば政庁の強制栽培を導入すると言って脅迫し、それで貸出をさせたという。もっともこの工場の場合には強  
圧手段のみでなく、住民の尊敬を集めていたキアイ・マスの家を企業負担で建ててやるなど懐柔策も併用したという。<sup>④</sup>

以上のような方法によってもなお、貸出に応じようとしないう水田占有者が出た場合、様々な方法が用いられたであろう  
が、次に掲げるのはその一例である。「企業家がある広さの土地の借入を確実なものにしようとするれば、先ず、それより  
も小さい周囲の部分の借入から始める。まだ貸し出してない区画の占有者も、自分の耕地がこうして完全に囲まれるのを  
見て、自分自身で耕作する場合には、その土地へ充分な灌漑を受け、後にその土地を余分な水から防ぐという点で、非常  
に大きな困難が予想されることを自覚し、その土地を企業に譲らざるを得なくなる。」<sup>⑤</sup>というのである。即ち、ここでは  
水田に対する給排水を糖業側が事実上支配することにより、農民が土地を手離さざるを得ない状況に追い込んでゆくので  
あった。

さて、以上のような諸手段を通しての土地確保に仲介者として動員されたのは、やはりここでもデサ首長であった。デ  
サ首長の仲介者としての一般的な役割は、郡長や副郡長の家で行なわれる借地料の支払や、土地耕作、工場内労働の契約  
締結時の前払金支払の際に証人として立ち会うこと、あるいは諸種の情報を企業側へ提供することであったが、<sup>⑥</sup>時には先  
に見たような水配分を通じての貸出強要に関して企業側に協力したり、自分のデサの住民の土地を無断で貸し出してしま  
い、借地料を未進の税支払に充てるという口実で着服してしまうこともあったという。<sup>⑦</sup>

以上のようなデサ首長の仲介に対して、企業側は召換金 *sethngengeld* という名目で現金を与えたのであるが、この現  
金はその名目にもかかわらず、実際には貸出地面積に比例してパウ当りいくらかという形で、しかも土地貸出時と収穫時の  
二回に分けて支払われるのが常であったので、これは実質的な報酬 *aandhengengeld* であつたと、クルセン報告は述べ  
ている。一パウ当りの金額はプラジュカン f 四、パンジィ、タンジュンサリ f 五、アセムバグス f 二・五〇であつた。  
オレアンとリンギンアノムの二工場では、この報酬は当初、農園係頭領 *tuimandoer* に支払われていたのであるが、一



八八九年にリンギンアノムが栽培面積を七〇〇バウまで拡大することを計画、オレアンの栽培地域への進出を試みて以降は、デサ首長に対してもバウ当りf一を支払うようになったといわれる。借地競争が激化すれば、やはりデサ首長を味方につける必要があったのである。<sup>5)</sup>

加えて、次に掲げるアセムバグス工場の例に示されるように、より上級の首長の権威を動員することも行なわれた。

この工場は第一表に示したように、一八八四／八五年から栽培を開始した「自由」栽培のみの企業であった。報告の述べるところによると、この工場の八五年の収穫面積は一四〇バウ、八六年は二六八バウであったが、これは企業側の期待に背くものであった。当時糖価が下落したため最低でも五〇〇バウの栽培面積を確保することが必要だったのに、住民は特に進んで土地を貸し出そうとはしなかったのである。そこで工場側は行政の援助を要請し、その結果、パナルカンのパティが工場所在地スムブルワル郡へ派遣されてくる。八七年三月二〇日に現地へ到着したパティがレヘントに宛てた二二日付書簡によると、彼は副理事から秘密命令を口頭で与えられていたが、その内容は住民やデサ首長が土地貸出に応じようとはしない理由を調査すること、土地貸出を促進するために影響力を発揮せよということであったという。かくして彼は工場側と協議して契約草案を作成したり、水田貸出は行政命令であると住民に信じ込ませるために手をつくすなどして、一〇日間で新たに八八バウを借り入れたという。この結果、四月初にはアセムバグスの確保した土地は、以前に自力で借り入れた一八二バウと併せて二七〇バウまで拡大したが、工場側は満足せず、水田占有者があまりにもしばしば郡長宅へ呼び出されるのに反撥して、かえって貸出に感じなくなっているとパティを非難したという。またこの工場は、この年以降も郡長や副郡長などの援助をしばしば求めたという。スムブルワル郡郡長とトレガンチヨ副郡の副郡長によると、援助の中味は、デサ首長に対して以前と同じように土地貸出を奨励する義務があると伝えることであった。<sup>10)</sup>

以上から見ると、ここではデサ首長に加えて、郡長の役割が大きかったことが窺われる。森弘之氏の指摘によると強制栽培制度下で栽培や土地占有に干渉したのは郡長であったといわれること、<sup>11)</sup>また世襲的個人占有地域で土地紛争の調停・

解決に当るのが郡長であったことなどを考慮するならば、郡長がデサ首長に土地貸出奨励を言い渡したり、あるいは占有者を郡長宅へ呼び出して貸出を勧めたりしたことは非常に有効な貸出促進手段であったと考えられるのである。

この時期のブスキ州内の残りの諸県にある各工場がどのような手段で住民の貸出を促進したのかは史料の記述が乏しく不詳であるが、パニユワング県やポンドウォソ県については「パニユワング県、ポンドウォソ県では政庁の砂糖キビ栽培は実施されたことがなく、私企業による砂糖キビ栽培もなお始まって日が浅いのであるが、人々はベナルカンにおける大半の工場の方式をモデルにした。もちろんそれは、デサ首長をこの栽培のために獲得するためである……。」とあり、今まで述べて来たのとほぼ同様のやり方が採られたように考えられる。デサ首長に対する報酬はポンドウォソ県がパウ当りf二、パニユワング県は土地が借りやすかったのでf〇・五であったという。これに対して、ブスキ県(後のポンドウォソ県ブスキ監督官管区)に関しては「ドゥ・マースとブドゥアンの企業主はデサ首長の援助を求めなかったので、召換金の支払など問題にならない」と報告され、また「共同占有が知られておらず個人占有のみである地域においては、デサ首長の土地借入に関する仲介は排除しうるし、そうしなければならぬ。利害関係を有する企業主は、水田占有者と個々に取決を結ばねばならない。これが可能だということは、ドゥ・マースとブドゥアンの企業主が示すところであり、これが他の県で出来ないということ認めねばならない理由など一つもない。それゆえに、ブスキ州理事は、デサ首長が契約締結に際して如何なる仲介をなすことも、報酬を受け取ることも禁止したのである。」とある。これから見る限り、この地域では仲介や強制といった手段を採らずにスムーズに借地が可能であったようである。

さて、次にM.V.に記載の借地に関する記述を手がかりに二〇世紀初めの状況を検討してみよう。今まで述べて来たデサ首長の仲介については、「借地に際して、しばしばデサ首長やデサ役人の仲介で情報が提供される。デサ首長が村民の土地を本人に無断で勝手に貸し出してしまうこともままあるが、たいていはすぐに露見してしまう。また、デサ首長が税支払の悪い者に貸出を強要することもある。ある企業は借地に際してプティンギ(デサ首長のこと——引用者)に何も払わ

ない。三つの企業は借入地一バウにつき f 二・五〜f 四を支払い、一企業は借入面積とは関係なく九ヶ月間、デサ首長に固定給を支払う。」(M. W. F. 135. Panarookan) とあるように、パナルカンでは相かわらずそれが利用されている<sup>10)</sup>。その結果、例えば、「スグンダン Soegondang ヲスミリン Semiring (シトウゴンド郡) のデサ首長はコタバダ Kotabeda (パナルカン郡) のデサ首長とともに一九〇三年に解任されたが、その理由は糖業への土地貸出に際して強制をしたということであつた」というような報告も見られる。M. W. L. 244. ⑥. には貸出に応じようとしぬ農民に対するデサ首長の強引なやり方の例が載せられている。「本県では度々起ることだが、水田占有者が工場へ土地を貸し出そうとしぬ場合には、彼はデサ首長にいじめられたり、デサ首長の命令でトラブルに巻き込まれたりする。例えば、砂糖キビ畑に火事が起つた時、彼はただちに逮捕され、火の出た場所から走り出てきたとか、砂糖キビに火を付けてやると脅迫していたことがあつたとか難癖をつけられ、そしてすぐさま、それを見たとか聞いたという二人の証人が出現するのである。このように難癖をつけることが生じる理由は、デサ首長が企業から得るバウ当り f 二・五〇か、もしくは毎年三月から十一月まで受け取る固定給で、企業側が召換金と称しているもの以外にはない。」このように、バウ当りいくらの仲介手数料のために糖業側に立つて行動するデサ首長が多かつたのである。

これに対して九〇年代初にも強制や仲介の見られなかつたブスキ監督官管区に関しては、M. W. F. 135. は「デサ行政による強制は見られない。それゆえに一塊りの土地全体を借り入れて登録することが出来ないのが特徴である。借地は(とりわけ、ドウ・マースに關する) 契約調査から常に明らかになるように、少しづつ行なわれる。このことから、土地の貸出がデサ首長の命令や強制なしに行なわれていると推測される。貸出者が借地料を受け取るのに、いつもデサ首長が同行するとは限らない。貸出者達が工場について良く知っている場合には、この首長の同席は余計なことである。時々デサ首長が貸出者達に同行するのは、いくつかのデサで実際にあつたことだが、工場側の調簿に基づいて支払われた借地料の受取が拒否され、改めて払い直す必要が生じたからである。この仕事の代償として、首長は貸出地一バウ当り f 一・一五

を補償される。」と述べており、やはりこの時期にも借地に困難が少なかったことが示される。<sup>⑧</sup>

それでは九〇年代初にはパナルカンをモデルにしたと言われたバニウワンギ、ボンドウォンではどうであっただろうか。前者については記述が乏しいが、M. W. E. 135. によれば借地に際してデサ行政が介入することはないと言われる。ボンドウォンについては、次のように述べられる。「そのような(デサ首長やデサ役人による——引用者)強制の例は、ここでは知られていない。ここにおけるマヅラ人の性質は、デサ首長によって自分達の権利が削られることを容認するようなものではない。時々、土地の貸借に際してデサ首長の『仲介』が要請されるといふのはありうるのだが、決して通例ではない。砂糖キビ栽培のためにまだ毎年の契約が取り結ばれていた頃には、デサ首長に対して貸出水田一バウ当りf二を贈ることが慣例であったが、一二年間の契約が結ばれて以降は、一部のデサ首長に関してはこの慣例が廃されることになった。現在なおプレミアムを受け取っている者も、f一より多くを得ることはない。しかし、この(なおプレミアムを受け取っているという——引用者)事実も、これが土地借入の際に貸される援助に対して報酬を与えることを目的としているのだというような結論を導き出すものでは決していないのである。むしろ、この贈物は村落首長側に起りうる反対をなだめるために企業家にとって必要な手段、特に砂糖工場が存在するが故に関係村落の首長がどうしても担わねばならぬ治安や行政の分野における仕事の増大に対するささやかな補償として考えるべきであろう。土地の借入は、砂糖キビ栽培のためのものであれ、タバコ栽培のためのものであれ、関係する企業の農場係頭領や代理人の手を通して行なわれるのであり、これらの人達が各々のケースについて、土地所有者と直接に交渉するのである。」ここでは、以前に比べてデサ首長の仲介が減り、彼らが借地そのものにはノータッチになったこと、そしてこの変化の直接の契機となったのが一二年契約の締結であったことが明らかにされる。以下、我々はこの一二年契約の問題を検討することにしたい。

周知のように糖業プランテーションの借地期限を具体的に規定した最初の法令は一八七一年の借地令 (*Staatsschuld*, 1871, no. 163)であり、これによると世襲的個人占有地の場合の最大期限は五年間であった。ところが、一八九五年に借地令が

改正され、世襲的個人占有地及び固定持分共同占有地持分の借地期限が二年まで延長されたことにより、ブスキ州の糖業の中には一二年契約を結ぶ工場が出てきた。ボンドウォソ県のタンガラン工場などは、*K. V. 1910, p. 218.*の調査時点で大半の契約が一二年契約であったと報告され、一〇年代初めにはその更新が進められていた。<sup>④</sup> パナルカン県に眼を移すと、ブラジユカン工場が一九〇二年ごろから、またアセムバグス工場も一九〇五年から三年輪作を主体にした一二年契約を締結するようになったといわれる。<sup>⑤</sup> *K. V. 1910, p. 218.*によれば「ブスキでは土地はふつう栽培期間（二八〜三ヶ月）単位に借り入れられる。これに対して、パナルカン県の全工場とボンドウォソ県のタンガラン工場では、現在、その土地を一二年間借りている。」と述べられているから、一二年契約がパナルカンの他の工場でも採用されたことは明らかであろう。<sup>⑥</sup>

この一二年契約がどのように締結されたのかについて、一九〇五年六月二六日付のパナルカンのレヘントの報告は以下のように具体的に述べる。

1° 農民はまるで企業に束縛されているようだ。例えば、彼らが現金を手もとに持っており、水田を貸し出さない方を希望したり、借地料の値上げを望んでも、それは出来ない。彼らはもう既に一二年間の、四回の砂糖キビ栽培のための契約を結んでしまっているからである。

2° この借地契約は公正ではない。なぜなら貸出が登録される三ヶ月前に工場支配人は現金支払で借り入れたのだが、その際には『慣例によって』(Invoerwet Dage binnas)という以外の条件をつけなかったからである。現金を受け取った三ヶ月後に、農民達は監督官による登録(の調査)を受けるため、郡もしくは副郡へ呼び出される。そこで支配人は、借地期間は一二年であったとか、砂糖キビ栽培四回分であったとか言うのである。農民達はそんな事は全く望みもしないので、今までどおり砂糖キビ栽培一回分の貸出のほうではないかと問い質す。これに対して支配人は次のように答えるのである。「もし、諸君らが私の言ったように望まないなら、受け取った金額を返してくれ。そうすれば諸君らの水田を借りようとはしないから。」けれども、農民達にはこの金を返済する力はない。なぜなら、既に食費に使

ってしまっているからである。だから、彼らは上述した支配人の希望に沿うのである。しかし、もともと彼らは、自分達の水田を砂糖キビ栽培四回分の期間も貸し出そうなどは望んでいなかったのである。

このレヘントは、2°の内容を更に詳細に説明するために、一二年契約で土地を貸し出した一〇名の農民に関して自ら実施した調査の結果を次のように報告している。

(a) 聴取を受けた四名の者が語ったところでは、彼らはもともとは一人の工場の頭領の求めに応じて水田を貸し出した。このために工場へ呼び出され、(二年分の)借地料を支配人によって支払われた際には、「慣例に従って」という以外には何ら別の条件は付かなかった。三ヶ月後、監督官による契約調査の際に、かの支配人は借地期間は二年間である、すなわち砂糖キビ栽培四回分と稲八回分の期間であると述べた。人々はこの時、それはおかしいと反論し、土地は砂糖キビ栽培一回分の期間だけ貸し出されるのではないかと問い質したのだが、これに対して支配人は再び次のように述べた。「諸君らが我々の希望通りにすることを望まないのなら、受け取った借地料を返してくればよい。そうすれば私は諸君らの水田を借りはしない。」この返済ができなかったので、本当は自分達の土地を二年間も貸し出すことなど望んでいなかったのに、人々は工場側の希望に沿ったのであった。

(b) 別の二人は最初から一二年間貸し出すことを希望したが、それはそうすれば一二年分の借地料全部を一度に手に入れることが出来るだろうと考えたからだと言う。彼らは工場へ来た時、砂糖キビ栽培一回分の期間の借地料しか貰えなかったため全額の支払を要求すると、工場側は次のように答えた。「そのことは後で簡単にかたがつく(後でうまく行く)からよろしい。ともかく先ずこの金を受け取ってくれ。」この人達は不足分はすぐそのうちに貰えるだろうと考えて、この時にはその金を受け取ったのである。約三ヶ月後の契約調査の際に企業側は、この人達が既に一二年間貸出を行なったのだと述べ、彼らも企業側の主張に同意するのみであった。なぜなら、企業側はもし異議があるなら彼らは受け取った借地料を速かに返済しなければならぬとも言ったが、彼らはその金をもう使ってしまったので返済

できなかつたからである。けれども、彼らは（レヘントに対して）一二年契約の条件にしたがえばまだ二回、三回の栽培を認めなければならぬにもかかわらず、この条件は公正ではないからもうこれ以上の借地料も受け取りたくないし、土地を砂糖キビ栽培のために引き渡したくはないと述べた。

(c) 別の一人の聴取された者は、最初に述べた四人の場合と同じやり方でその土地を貸し出したが、それは栽培一回分の期間であると考えたからであり、f三四の借地料を受け取った。契約調査の際、工場側が一二年契約のつもりであることがわかり、彼はそれを認めたくなかったので、それなら受け取った借地料を僅か七日のうちに返済せよと言われた時、彼はこれを返済した。けれども、このために彼は二バウの広さの畑の収穫を売らねばならなかった。こうして彼はちょうどf三四を手に入れたのであるが、もしこんなに大急ぎで売るのでなかったなら、彼のトウモロコシは確実にf五〇はもたらしえたであろう。

(d) 最後に残る三人が述べたところでは、ある日、アセムバグス工場の頭領の一人がデサ内で、水田占有者は工場から金を借りることが出来ると触れまわった。それゆえ彼らは一九〇四年一〇月にそこへ出向き、実際に各々f三五・四四五、f一一・九〇、f一〇・二〇を借金した。その翌月の断食月（二月）に彼らは工場へ呼び出され、そこで一九〇六年分の借地料を支払いたい旨を告げられ、また各々f七〇・八九、f二三・八〇、f二〇・四〇を受け取った。しかし彼らはその金を収めた時、工場側は彼らの以前の借金の返済を求めたのでそれを完済した。それゆえ、彼らは各々f三五・四四五、f一一・九〇、f一〇・二〇を手にしたのみであった。これに関して工場側が言うことは、彼らは土地を一二年間貸し出さなければならぬのであり、もしそれがいやなら受け取った借地料（各々f七〇・八九、f二三・八〇、f二〇・四〇）を返済しなければならぬというものであった。この返済が出来なかつたので、彼らはこの時、工場側の要望通りになつたのである。<sup>33</sup>

以上から明らかなのは、第一に住民は必ずしも長期にわたって自らの土地を貸し出すことを望んではいないことであ

る。それゆえに一〇年代に進められたこれらの契約の更新も決してスムーズには進展せず、再契約をしぶる農民に対して、工場側は契約借地料に加えて一年につきバウ当りf二・五〇、もしくは最初の借地料支払時に一年分の借地料を上載せしめて支払うという条件を提示して、締結を促進したという。<sup>⑤</sup> 第二に目につくのは企業の極めて強引な姿勢である。そして、この場合に契約の締結が住民の現金不足につけ込む形で進められていること、しかも、こうした契約締結に際してデサ首長が登場してこないことが特徴である。

この一二年契約の目的は、「長期にわたって土地を確保するためであるとともに、監督官管区ポンドウォソのタバコ企業からの競争に対する恐れからでもある……」<sup>⑥</sup>と述べられるように、一般的には企業間の借地競争に勝ち抜き、安定した土地確保をめざすものであった。しかし、これまで述べてきたところから見れば、この方法は州内でも特に借地が困難だったパナルカン、ポンドウォソ両地域においてのみ適用されており、しかもデサ首長の仲介に頼らないという点で、借地の困難に対する新しい対応としての意味を有するものであった。そしてそのことは、二〇世紀初の段階のブスキ糖業が、商品経済の圧倒的な発展という状況の中で、強制栽培制度以来の在地権力を仲介者として利用するという路線から、より「近代的」な商品貨幣関係を媒介とした方法への転換を旨ざしていたのではないかと想像させるのである。

以上のように、本章では糖業の借地のやり方を、専らプランテーション側から具体的に見てきた。ここで明らかにされた様々な手段は、砂糖キビ栽培のためのまとまった用地を安定的に確保するためには不可欠なものであったが、それはまたこの地域の水田が世襲的個人占有であるがゆえに必要となったものであった。さて、それではこのような手段を通じての借地は、この地域の農民にとっては一体如何なる意味を持ったのであろうか。以下、章を改めてこの借地の問題を農民側から検討し、そこから糖業プランテーションの借地がブスキ社会に及ぼした影響について考察してみたい。

⑤ A. V. 1892, p. 214.

⑥ この調査の直接の契機となったのは、Fraser, Eaton & Co. と Am-



maet & Co. による二つの糖業が内務省 Binnenland Bestuur の長官に対して、当時のブスキ州理事であったウィット De Wit に対する不満を訴え出したことであつた。それによると、ウィットはデサ首長が工場へ来ることや、毎年行なわれる庄探機開きの行列への参加、あるいは借地や耕作、工場内労働契約締結の際に証人として列席することを禁止するなど、デサ首長とプランテーション側との接触を制限し、このため、住民は政庁には砂糖キビ栽培を行なうつもりがなくなつていく思い込んでしまふ、「自由」栽培にとつて色々と不都合が生じているといふのであつた。これらの言ひ分は、恐らく後述するデサ首長の仲介や強制を排除しようとする動きに対抗した糖業側の立場を代表するものである。詳しくは (A) p. 82. を参照。

③ 報告書のタイトルが、"Rapport omtrent den toestand van de particuliere landbouwnijverheid in de residentie Bezoeki in het bijzonder van de suikerindustrie met betrekking tot de belangen der inlandsche bevolking, zoonede de daarop betrekking habende in den laatste tijd getroffen bestuursmaatregelen" である。本報告中の報告に付されたコメントである "De Vrije Suikercultuur in de residentie Bezoeki" *De Indische Gids*, 1894-I, p. 82-94, p. 257-264. ((A) と参照) 及びムナルカン県に関する一部内容の "Verslag omtrent den Huishoudelijken Toestand van den Inlandschen Landbouw met betrekking tot de Suikernijverheid in de afdeling Panaroekan van den residentie Bezoeki" *K.V.* 1893, Bijl. B. ((B) と参照) を利用した。

- ④ 以上の記述は (B) p. 24. にある。
- ⑤ (B) p. 28.
- ⑥ (B) p. 25.
- ⑦ (B) p. 28.

⑧ (B) p. 24-25. を参照。

⑨ 八六年収穫のための栽培面積は *K.V.* 1887, bijlage ZL. の記述では三六八ハウである。いずれが正しいのかは不詳である。

⑩ (A) p. 83-84, (B) p. 25. を参照。

⑪ 森弘之「ジャワの『共同的占有』と強制栽培制度」(『社会経済史学』四一—四二、一九七六) p. 60-61.

⑫ *Fokkens op. cit.* deel I, p. 165-166. を参照。

⑬ (A) p. 84.

⑭ *Ibid.*

⑮ (A) p. 85.

⑯ 同所に記載のムナルカンのレポートの報告も同様の内容を述べる。

⑰ *M. W. E.* 135. レポート報告を参照。なお、この内容に対して、*M. W. E.* 145. に記載の福祉減退調査委員 Adam, L. (ムンジー工場支配人) のコメントは「これは件のデサ首長達が自分の利益のために勝手にやつたことであつて、工場側は関知しないと反論しているが、貸出に際して不正のあつたこと自体は否定してゐない」。

⑱ *M. W. E.* 138. にある「マ・ヤーン工場では一九〇三年までは契約が実行される一年前に借地料を先払することがしばしば行なわれたが、一九〇三年に廃止を決めたという。先払された借地料を受領したにもかかわらず、受け取つていないと主張する契約者が増えつきたからだという。これ以降、借地料は借地令の定める期限内に支払われ、速やかに登録するようになったという。またブドマン工場でも先代の支配人の下においては先払制が実施されていたが、一九〇五年一月に就任した現支配人は廃止する意向であると伝えられる。以上の例から見ても、この地域における借地の容易さが理解されよう。

- ⑳ *Staatshad van Nederlandsch-Indie*, 1895, no. 247, Art. 3b.
- ㉑ *M. W. E.* 133.

② K. V. 1914, p. 162.  
③ M. W. F. 133, 145. を参照。  
④ 同様の記述を K. V. 1912, p. 188, 1914, p. 162, 1915, p. 184. などにも見せる。

⑤ M. W. F. 164.  
⑥ K. V. 1914, p. 162, 1916, p. 182-183, 1917, p. 188-189, 1918, p. 180. など参照。  
⑦ K. V. 1914, p. 162.

#### 第四章 糖業、プランテーションとフスキ社会

先ず初めに、分析の手がかりとして、糖業の支払う借地料と、仮りに農民がその土地区画を貸し出さずに自ら農業経営を展開した場合に得られるであろう収益との比較を行なってみよう。

最初の例は一八九〇年代初めのパナルカン県に関するものである。工場毎の借地料は第四表に示したとおりであるが、ここから地税を支払うと貸出農民の手もとに残る金額は各々、プラジュカン f 三八、アセムバグス f 三九・五、リンギンアノム f 一九又は f 二七・五、タンジュンサリ f 三一・七五、オレアン f 二七・五、パンジィ f 三七・五と算出される。これに対して、これらの土地を自ら耕作した場合の収入を、クルセン報告は次のように計算する。

砂糖キビ栽培に使用される土地は例外なしに一等地であるから、平均してバウ当り三六〜四二ピコルの籾を産出しよう。だから、これから収穫労働に対する報酬 *Dawon* と十分の一税を引いても平均三〇ピコル残る。籾の市場価格はプラジュカン郡が f 二・六五／ピコル、他の郡では f 三であるから、籾からの収益はそれぞれ f 八〇、f 九〇である。ここから更に耕作必要経費 f 二〇を引いた f 六〇、f 七〇がそれぞれ稲作から農民の手もとにもたらされる収入金額である。次に、裏作は例外なしにトウモロコシが栽培され、このほば一年半の貸出期間中に二回の収穫が可能である。耕作必要経費を引いた後のトウモロコシ二回分の収益は f 三〇と計算される。したがって、これを稲作からの収入に加えて、一年半に得られる農業収入の総計は、プラジュカン郡 f 九〇、その他の郡では f 一〇〇となる。そしてここからそれぞれの地域の地税を引くと、最終的に耕作者の手もとに残る額はプラジュカン工場の地域で f 七八、アセムバグス f 八七、リンギンアノム、

タンジュンサリ、オレアン、パンジイーではf八五となる。クルセン報告は、この計算に基づいて貸貸はあまり有利とはいえない、ただ農民がその土地を分益小作に出す場合には、その小作料収入は糖業の支払う借地料と大差がないと評価する。<sup>②</sup>

第二番目の例は、*M. W. HAINO*. による糖業への貸出によって生じる損失額の計算である。これによると先ずポンドウォン監督官管区では貸出期間中に稲作一回と裏作(トウモロコシ)二回の収穫が犠牲になるという。籾の平均収量はここで三五ピコルとされ、これに市場価格f二・五/ピコルを乗じたf八七・五が稲作からの粗収益である。これから収穫労働の手間として四分の一を差し引かねばならないから、最終的に稲作から得られるのはf六六である。次にトウモロコシは一回の収穫でf二五の収益が上がるので、結局、一年半の貸出期間に上げうる農業収入はf一一六であり、プランテーションの支払う借地料f五〇はこれよりf六六の損失であるという。ただし、*M. W.* の記述ではこの計算の後に次のようなコメントが付けられている。即ち、この計算には自ら農業を行なう場合に生じる凶作の危険性だとか、貸出を行なった場合に節約しうる労働の量といった要素が含まれていないし、トウモロコシの収穫も二回犠牲になると仮定するよりは一回であると仮定したほうがよい。また貸出に間に合うように田植を早めることがかえって利益をもたらすといったこともある。こうした点を考慮に入れるならば、少くとも貸出期間中にプランテーションでの労働に従事するなら金銭的に貸出がマイナスであるとは言えないというのである。

次にブスキに関しては貸出により犠牲になる収穫がf九〇であると記されるのみである。パナルカンに関しては「確実な数字は出せない。土地の種類であるとか、栽培されている作物が何なのかとか、同一年内に一〇〇%も変動しうる市場価格だとか、あるいは土地の提供の時期、取り戻す時期、耕作者の個人的な資質など、あらゆる要素がこれに影響を及ぼす。収益は大ざっぱにf八〇〜f一一〇〇、サムビアン平地ではf一二〇と計算できるが、この場合でも上をとるか下をとるかによって大きな差が出る。メンバーのアダムの計算では、サムビアン平地における水田一バウ当りの稲作一回とトウ

モロコシ作二回の収穫からの純収益はf50にしかならないが、彼以外の人々はこの数字は小さすぎると考えて、f70〜80に設定すべきだとするのである。」と述べられる。また、この報告に付せられた福祉減退調査委員スヌック・フルフローニフ Snuck Hurgronje の意見では、犠牲となる額はf100前後、山岳地帯ではf80であるとされるが、「この計算は、粳とトウモロコシが、大量に、価格の低下なしに市場へ運び込まれることが可能な場合にだけ正しい。」とただし書きが付けられ、一九〇二、〇三年の例を見るとブスキ州全域でトウモロコシが大豊作で供給が需要をはるかに越えたために価格が大暴落した、この年にはバナルカンで販売される皮をむいていないトウモロコシは、平年がピコル当りf二・五〇〜f四なのに、f一・五〇でしかなかったとして、先の計算が現実には不可能であることが示唆される。最後にパニユワンギ県については、平均的収量が粳ではf50、裏作はf25であるとされ、これを基準に損失額が計算される。そして、粳一回と裏作二回のf100、粳二回と裏作一回のf125、粳二回f100、粳三回f150の四通りのケースが考えられると述べられる。

以上に見てきたように、数字の上では計算は様々であり、これだけから糖業への土地貸出が農民経済にとって有利なのか不利なのか云々することは必ずしも正しいとはいえない。これ以外の要素も考慮に入れて評価すること、とりわけ二章で述べたような当時の社会経済的状況との関連での検討が必要であると思われる。次に掲げる M. H. E. の記述はそうした点をも含めた福祉減退調査委員会としての総合的判断であると考えられる。以下、それを見ながらその意味を考えてみたい。

先ず、ポンドウォンについては M. H. E. 15. に「糖業への土地の貸出は、結局のところ、住民の経済状態によくない影響を及ぼす。M. H. E. 410. では糖業への土地貸出から何故に住民にとっての金銭的な不利益が生じないのかが計算され、明らかにされた。しかし、彼らがそれによって金銭的に利益を得ることはそれ以上にならない。原住民のあの周知の不注意な性格からすればこのような状況では、土地の貸出が究極的には彼らを不利に導くということが出来

る。というのは、もし土地が貸し出されなかったなら、原住民は収穫した籾の大半を、それで一年間暮すために倉庫へ運び込むであろう。ところが逆に貸し出した場合、その土地は持主に現金をもたらすが、この現金はすぐに指の間から滑り落ちて無くなってしまふので、乏しい月になると彼には籾を買うためのものも残っていないのである。原住民の富は金にあるのではなく、籾にあるのだと言われるのは、こういうことなのである。」と記される。ここでは、一般に土地貸出を契機として住民がますます貨幣経済に深く巻き込まれ、そのことによって貧困化が進んでゆくとということが述べられている。

次にブスキに関しては「土地占有者は土地の貸出によって不利益を被ることはない。なぜなら、ここでは籾のバウ当り収量が特に高いわけではないからである。籾四〇〜五〇ピョルの収穫量というのは最良の土地からしか実現できないものであり、他方、借地料はf四〇〜五〇、場所によってはf八〇にもなる。この粗収量から特に分益小作によってどれだけの量の籾が差し引かれるのかを考えるならば（なぜなら、水田占有者が自ら耕作しない場合には、土地貸出と比較するのに分益小作が最適である）、大土地占有者でさえもどこでも自分で栽培を行なうより、工場へ貸し出すほうを優先することは明らかである。これらの大土地占有者の中には、借地料が公正な額なのか否かという点に何ら疑問を抱かないような者もいる。土地を全く持っていないか、僅かしか持っていない者は、各々、この私企業から利益を受ける。なぜなら、彼らはこれによって居住地の近くで現金を稼ぐ機会を得ることが出来るのである。」(M. F. F. 125)と述べられる。ここでは一般には糖業が住民経済にマイナスであるという捉え方はされていない。ただ、その理由を見ると、大土地占有者にとっての貸出の意味は借地料収入が有利だということによくわかるのであるが、零細占有者にとってどうかという点は今一つ不確かであり、彼らにとって手近な現金獲得の手段として便利であったことが述べられているにすぎない。ただ、いずれにせよ、糖業の存在の意味が、土地占有の規模の大小で分けて論じられている点が注目される。そしてこの点は、次に述べられるパナルカン県に関する記述ではより明確にされている。

即ち M. W. E. 145. のパナルカンに関する記述を見ると、「一般的に土地貸出の結果は経済的な意味では良くないが、この場合、大土地占有者と小土地占有者とを区別すべきである。」と、ブスキと異なって糖業に対する評価は否定的であるが、階層によって貸出の意味が違って来ることが明確に指摘されるのである。そこで以下大土地占有者と小土地占有者とに分けて、各々のケースについて検討を加えてゆくことにしたい。

先ず大土地占有者の場合、M. W. H. 410. に付せられたブスキ州理事のコメントによると、糖業地帯に大土地占有者が多いということ述べた後に「パナルカン県には特にこの類の大土地占有者が多いが、彼らの多くは原住民官吏や役人の階級に属し、別の場所に住んでいる。この人々は一般にその水田を分益小作で耕作させるのだが、彼らはそこに不在なので、収穫中の彼らの取分は多くなく、耕作者が最大の部分を取るとは明らかである。それゆえに彼らはその土地を喜んで貸し出すのである。なぜなら、借地料は全く彼の利益になり、彼の手に入る収穫取分よりも多いからである。」と述べられており、特に不在地主の場合には分益小作に出して得られる小作料よりも糖業の支払う借地料の方が多いことが明らかにされる。同様に M. W. E. 125. も「水田の一部を糖業へ貸し出すことが出来た場合、大土地占有者の状態はほとんどが良くなった。このことは特にパナルカン郡において不在地主の場合によくあてはまる。」と述べ、一九〇三〜〇四年にタンジュンサリ工場へ土地を貸出した大土地占有者一〇名の収入一覧表を掲げている。第五表がそれである。表に付けられた解説では、A、K の農民は土地を分益小作に出すので、貸出地部分から上がる実際の収入は高く見てもせいぜい C 欄の数字の三分の二程度であるという。そうして見ると、この一〇人のうち A、H の二人は借地料収入だけでもそれを上回り、残りの八人も糖業で働いたり輸送用に牛を提供したりするならば、分益小作に出すよりも多くの収入を得ることが出来るのである。

このような要因に加えて、大土地占有者の貸出の場合には、借地料額そのものが有利になることが明らかにされている。即ち、M. W. E. 145. によると「家族の手伝を受けても全部を耕すことが出来ないほど多くの土地を占有する者にとって

第五表

	a. 1903/04 借 地料	b. 糖業からの 労賃等の収入	c. 貸出期間 (16ヶ月)自作 の場合の取 得
A	f 294.90	f 122.50	f 389.30
B	123.96	48.50	197.80
C	49.18	46.00	84.30
D	35.28	39.50	61.75
E	82.00	142.20	126.00
F	31.18	45.50	51.40
G	64.26	27.50	105.85
H	106.40	37.80	157.65
I	96.16	30.00	164.65
K	132.50	62.30	221.05

(註) これら全員が、これ以外にも土地を持っており、それを自ら耕作したり耕作させたりしている。

は、糖業への貸出は分益小作の適用とか、自由な労働による耕作よりも有利である。また、たいてい、彼はその水田を後になって初めて貸し出すことによって、現金に逼迫している者よりも高い借地料を得る。」とあり、これに付けられた脚註によると「最後の点は、特にシトッポンド郡とパナルカン郡においてあてはまる。ブラジユカン郡ではあまり多くはなく、スムブルワル郡では全く見られない。パナルカンの一企業は、利用される一年以上前に貸出される土地に対してはパウ当りf四〇を支払うが、それより後での貸出の場合にはf五〇を払う。最初にあげた二つの郡の別の企業は、通常はf四〇とf五〇を支払うが、植付直前に必要となつて初めて貸し出される土地に対してはf八〇まで値が上昇する。」というのである。つまり、大土地占有者は貸出すべき水田の他にもなお農地を持っており、現金に逼迫しているわけでもないの

借地料が上昇する時期まで貸出を控えることが可能なのである。

以上のように、大土地占有者にとっては二重の意味で貸出が有利であったのだが、対極におかれた零細な占有者にとっては糖業への貸出がどのような意味を有したのだろうか。M. W. E. 145. は次の理由で不利であると言ふ。(1)借地料は同期間中の自己の労働によって得られる収益を下回る。(2)土地貸出はたいてい現金不足ということが理由だから、借地料の高くなる時期まで待てない。(3)受け取った借地料はたいてい実際に貸出の始まる前に使ってしまうので、日雇労働者などとして企業側の一方的な条件をのんで働かざるを得ない。(4)貸出期間中も地税と人頭税を払わねばならないのだが、彼らは生活維持に入要な額より以上は稼げない。それゆえ、厳しい条件で借金をするか、もしくは土地が再び砂糖キビ栽培に利用されるずいぶん前に、次の貸出契約を結んで借地料を受け取らねばならない。

また M. W. E. 125. でも同様に次のように述べられている。「小土地占有者はたいしてその土地の貸出によって不利益を被る。土地が糖業の手で耕作される限り彼らは農民としての通常の収入を失なうので、彼らはそれぞれのやり方で副業収入を得ねばならず、それがどれ程不利なものであろうが一緒に労働契約を結ばざるをえない。占有者は、土地の使用が出来ないこの期間を通して、プロレタリアートの状態にある。しかるに、名目的には彼は資本家であり、それとしての義務を果さねばならぬ。より困難なことは、彼の土地を買収するために彼の金欠状況が利用されうることである。」更に続いて「自分の水田の収穫で生計を立てねばならない土地占有者は、まだ水田に砂糖キビが植わっているのに受け取った借地料を既に別の目的で使ってしまった時でも税を支払わねばならないが、これに充てる現金がない。売って金を作るような農産物もないので、彼は二〜三年後の、次の砂糖キビの収穫のために土地を貸出して、法的に認められた期間以前に貸出の手付金を手に入れようと努める……」

つまり、自己経営のみの零細規模の占有者は、借地料が自作する場合の収入を下回るにもかかわらず、ただ現金が直ちに必要だという理由によってのみ貸出を選ばざるを得ないのである。そして、そのことによってプランテーション側が前貸金を支払って連続的に借地しうる可能性が開かれたのであった。

最後にパニェウングに関しては、M. W. E. 125. によると糖業への貸出期間は二〇ヶ月であり、この間の借地料はf三〇〜五〇、平均すればf三五である、他に何ヶ月間かは農園で日雇労働が出来るのだが、この間に失なう粗の収穫が三回であることから考えれば、貸出は得ではない、ただ、借地料の前払のおかげで高利貸の手からは逃れることが出来ると述べられる。

以上のように各県毎に必ずしも評価は一定しないが、大土地占有者と零細占有者とは貸出の意味が異なるという、パナルカンについてみられた評価は、州内各地とも二章で明らかにした如く所有の分解が進んでいることを考えるならば、大なり小なりどの地域にも共通するものであろうと思われる。以下、この点を手がかりに、糖業の借地がブスキ農村社会



に及ぼした影響を考えてみたい。

M. W. E. 150. によつて、「ただ大土地占有者だけが、借地料を生産的に使うことが可能である。なぜなら、彼らは貸し出さない土地部分で生計を立てるのに充分なだけのものを得るからである。だから彼らは、それを税支払や祭礼のため出費しない限り、牛や土地を購入したり、貸したりする。」（パナルカン県）とあり、大土地占有者にとって借地料収入が、それを直接に土地に投資する、あるいは貸し付けることを通じてその占有を更に拡大する契機となっていることが窺われる。この点でやや特殊な例ではあるが、当時、パナルカン県には米や土地、牛の取引で得た収入を土地に投資し、f 七〇〇〇から f 八〇〇〇と評価される広大な土地を持っている二人の寡婦がおり、彼女達は土地の多くを糖業へ貸出していたがこの収入で更に土地を買ひ拵げているとの報告もみられる。<sup>③</sup>

逆に小土地占有者にとっては M. W. E. 125. に「その土地を砂糖キビ栽培のために貸し出した小土地占有者は、時がたてば必ずその土地を失なうとは結論できないが、土地を貸し出している場合の方がずっと自分で耕作する場合よりも、やりそこないとか病気のために土地を失なう機会が多いという結論は認められる。」とあるように糖業の借地が土地喪失を促進する契機であるとの評価がなされる。同所に載せられたストゥボン郡の一デサの例では、土地を貸出している九五人の小土地占有者のうち、六年間に一九人の占有者が交替したが、このうち相続などによる八例を除く一一例が現金獲得のための売却である。即ち、八例が恒久売却 *djoewal liang*、三例が買戻し権付売却 *djoewal bade* であり、後者のうち二例では元の占有者が買戻し権を行使したので、結局、九名が土地を喪失することになったという。

こうした土地喪失のプロセスについて、パナルカンのレヘントは次のように述べる。「買戻し権付売却 *djoewal bade* によつて占有者は一〜二ルピット *loepit* (1 baec + 88<sup>1</sup>RR) を失なう。これは、特に糖業が土地を使用する三年前に借地料を支払うことよつて可能となる。周知のように砂糖キビを栽培した直後の耕地は奴やトウモロコシの収量が落ちるが、納めるべき地税はこれに依つて減額されるわけではなく元のままである。この義務を果すための金や生活費を得るために、

土地占有者達が知っている唯一の抜け道は、土地を工場へ貸し出すことを約束して借地料の前払いを受けることである。ところが、この金額では生計を維持するのに足らないので、彼は買戻し権付で土地を売る (gad) ことになる。例えば、ある土地が f 100 の担保にされたとする。もし、この借金の返済に充分な金がすぐに集められなかった場合、この土地は工場へ貸し出され借地料が手に入るかもしれないが、その結果、金貸しの方もその金額に応じて貸した額面を引き上げる。かくして更に取引が進み元来の占有者の債務がその土地の実際の価値に達すると買戻し権付売却 (djoewal gad) から普通の売却 (djoewal liang) へと移行するのである。<sup>④</sup> 細部に不明な点が多いが、小土地占有者が土地貸出を契機に債務を重ねてゆき、遂には土地を失なうのである。

以上のように、糖業の借地は大土地占有者を益々豊かにしてその占有を拡大させる一方、小土地占有者を没落させるのであった。この意味で、ブスキ州における糖業プランテーションは、第二章で明らかにした農民層の分解の原因の一つであり、分解を一層進めるものであったといえよう。また、逆にそうすることによって、大土地占有者はその利益の拡大のために、また小土地占有者はその窮乏のゆえに土地を貸し出すという状況を一層拡大し、自らの借地の条件をより容易にしていったと考えられるのであった。

① これらのうち、強制栽培制度に参加していたオレアン、リンギンアノム、バンジール三工場は一八七一年に政庁との契約更新を行なったが、その際、強制栽培用に供出される土地一バウについて農民に支払う補償額を f 50 と定め、これと別に f 一五の地税を免除することになった。これらの工場では強制栽培の段階的縮少の開始当初、「自由」栽培のための土地に対してもこれと同額の借地料、即ちバウ当り f 六五を支払ったが、糖価が低いことと、工場のオーナーや融資者からの経費節減の要求によって、一八八五年、八六年に、第四表に示した額まで引き下げたという。詳しくは (3) p. 23. を参照。

② (3) p. 23-24. もっとも、*Handelsblad* はこの計算は誤りであると大要以下のように批判を加える。先ず、籾とトモロコシの耕作必要経費はそれぞれ f 三二・二五、f 一五・五〇、籾のビコル当りの価格は f 二であり、したがってバウ当りの最終的に耕作者の手に残るべき額は f 四六・七五である。だから、貸出は、クルセン報告が述べるように損にはならない。この点、詳しくは "De suikercultuur op Java". *De Indische Gids*, 1891, I, p. 109-110. を参照。

③ M. W. E. 147.

④ M. W. E. 129. 所収レポート報告。

おわりに

本稿では、ブスキ州における糖業プランテーションの展開が農民層分解を促進する役割を果たしたことを、糖業の借地の問題を分析することによって明らかにした。この点で、糖業の展開は前稿で分析したスラバヤの場合とは全く逆の役割を担ったのであった。このような差異の生じる基本的な要因は、やはり共同占有と世襲的個人占有という水田占有形態の違いに求められるであろう。

筆者の当面の問題関心は、ジャワ近代の農村社会構造の特質を解明するところにあるが、その場合、土地所有関係に影響を与えるような複雑に入りくんだ諸要素を解きほぐして地域的時代的な差異を明らかにし、いくつかの典型を設定することから始めねばならないと考えている。本稿で取り上げたブスキの糖業地帯の例も、その作業の一つである。

[略号]

- E. R. Eindexumé van het... onderzoek naar de rechten van den inlander op den grond op Java en Madoera*, 3 vols., Batavia, 1876-1896.
- K. V. Kolonial Verslag.*
- M. W. Onderzoek naar de mindere welvaart der Inlandsche bevolking op Java en Madoera.*
- M. W. E. Onderzoek... Economie van de Desa.*
- M. W. L. Onderzoek... Landbouw.*
- M. W. H. Onderzoek... Handel en Nijverheid.*
- Archief. Archief voor de Java-Sukerindustrie.*
- I. V. Indisch Verslag.*

〔付記〕

本稿は昭和五十六年度文部省科学研究費補助金（奨励研究(A)）「一九、二〇世紀におけるジャワ農村経済史の研究」の成果の一部である。

La plantation de canne à sucre et la société  
rurale en Java, cas de la *residentie Bezoeki*

par

Yasuo UEMURA

De la fin du XIX<sup>e</sup> siècle au début du XX<sup>e</sup> siècle en Java, la plantation de canne à sucre se développait, d'une part dans la région Centre-Est où la plupart de la rizière inondée avait appartenu à la propriété commune, et d'autre part dans la région de *Oost-hoek* où la plupart avait appartenu à la propriété privée. J'ai fait porter cet article sur la *residentie Bezoeki* de *Oost-hoek* afin de la comparer avec la région Centre-Est, que j'ai autrefois étudiée.

Or, dans cette *residentie*, de quelle façon le terrain pour la plantation était-il acquis, et quelle influence en subissait la société rurale? La conclusion est suivante: la location de terre par les entrepreneurs sucriers accélérât la différenciation de la paysannerie, tandis que, dans la région telle que *Soerabaja* où la propriété commune était prédominante, elle tendait à conserver l'égalité communautaire.